

荒川区学校教育ビジョン

(平成29年度～平成38年度)

全力で育てます！ 未来社会の守護者たち

荒川区教育委員会

平成29年3月

新たな「荒川区学校教育ビジョン」の策定に寄せて

全力で育てます！ 未来社会の守護者たち

教育長 高梨博和

荒川区の教育の憲法とでも言うべき、「荒川区学校教育ビジョン」が策定されてから10年。この間、世界的なICT化やグローバル化の流れは我が国の社会経済を年ごとに大きく変化させ、それに伴い国民生活もめまぐるしい変貌を遂げてきました。

こうした中であって、荒川区教育委員会では、学校教育ビジョンの掲げた「未来を拓き、たくましく生きる子どもを育成する」という目標に向かって、西川 太一郎 荒川区長をはじめ区長部局の全面的な支援のもと、全教職員が一丸となって子どもたちの幸福実現のため様々な取組を実施してきました。

折しも文部科学省において新たな学習指導要領の改訂作業が進められている現在、荒川区の基本計画と歩調を合わせる形で、平成29年度から38年度までの10年間を計画期間とする、新たな「荒川区学校教育ビジョン」を策定しました。

策定にあたっては、「荒川区学校教育ビジョン改訂検討委員会」の委員の方々や「同幹事会」のメンバーの方々に、これまで教育委員会が実施してきた事業に対して詳細な検証と評価をしていただくとともに、21世紀社会を担う子どもたちへの教育のあるべき姿について熱心にご議論いただき、これまでの計画をさらにレベルアップする形で素案としてとりまとめていただきました。この場をお借りいたしまして、心より御礼申し上げます。

この素案をもとに、文教・子育て支援委員会をはじめとする、荒川区議会での貴重なご意見、ご指摘を踏まえ、教育委員会や荒川区総合教育会議において、いくたびにもわたって検討・修正を重ね、区民の皆様からのパブリックコメントを経て、本計画を決定する運びとなりました。

ここにお示しする新たなビジョンは、荒川区のすべての区立小・中学校が学校経営の基本とする大きな柱であると同時に、荒川区で学ぶすべての児童生徒とその保護者、地域の皆様に対する教育委員会の公約＝（イコール）マニフェストでもあります。

荒川区で学び育つすべての子どもたちが自分のよさをしっかりと見据え、他人のよさも認め合う前向きで心優しい人間に育ってほしい、将来に夢と志をもってたくましく生きる人間になってほしい、これからの荒川区を、日本を、世界を支える人材に育ってほしい、その願いを込めてこのビジョンをこれからの荒川区の教育の憲法とします。

目 次

第1章 「荒川区学校教育ビジョン」について

- 1 「荒川区学校教育ビジョン」策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 「荒川区学校教育ビジョン」の成果と課題、今後の方向性・・・・・・・・ 3
 - 【1】君の瞳が輝くとき ―個性や能力を伸ばす教育を進める―・・・・ 4
 - 【2】笑顔がすてきな君 ―自分や他人を大切にする心の教育を進める―・・・・ 11
 - 【3】さわやかに「おはよう！」 ―健康や体力づくりを進める―・・・・ 18
 - 【4】先生大好き！ ―魅力ある教師を育てる―・・・・・・ 23
 - 【5】ふるさと荒川が学舎（まなびや）
―地域社会と一体となった教育を進める―・・・・ 25
 - 【6】「教育の荒川区」の実現！ ―教育環境の整備と拡充を図る―・・・・ 29

第2章 「荒川区学校教育ビジョン」の改訂について

- 1 新たな「荒川区学校教育ビジョン」について・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の体系図・・・・・・・・・・・・ 38
 - (1) 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の中長期目標
 - (2) 中長期目標を達成していくための方向性
 - (3) 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の実現に向けた施策の柱
- 3 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の位置付け・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の計画期間・・・・・・・・・・・・ 40

第3章 新たな「荒川区学校教育ビジョン」が目指す方向性と育てたい児童生徒像

- 1 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の中長期目標・・・・・・・・・・・・ 41
- 2 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の3つの方向性・・・・・・・・・・・・ 42
- 3 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の6本の施策の柱・・・・・・・・・・・・ 44

第4章 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の実現に向けた6本の施策の柱

- 1 夢につながる主体的な学びを推進する・・・・・・・・・・・・・・ 47
 - (1) 主体的に取り組み、論理的に考え、学ぶ力の向上を図る
 - (2) 学校図書館を活用し、興味や関心を広げ探究する力を育む（重点）
 - (3) ICT機器を活用し、21世紀型能力を身に付ける（重点）
 - (4) 英語教育を充実し、国際コミュニケーション能力を育成する（重点）【新設】
 - (5) 放課後等の補充教室を充実し、学習習慣を身に付ける【新設】
 - (6) すべての子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行う

- 2 ころとからだの健全な育成を図る・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1
- (1) 互いに認め合う教育を推進する（重点）
 - (2) 道徳教育を推進し、自らの生き方や人間としての生き方についての考えを深める（重点）【新設】
 - (3) いじめをゆるさない子どもを育てる（重点）【新設】
 - (4) すべての子どもが楽しく学べる学校をつくる
 - (5) スポーツをとおして健康な身体をつくり、体力を高める
 - (6) 基本的な生活習慣を形成する（重点）
- 3 体験的な学習活動をとおして、よりよい未来社会を築く・・・・・・・・・・ 5 4
- (1) 将来への目的意識を学ぶキャリア教育を推進する（重点）
 - (2) 自然体験をとおして自然や地球を愛し、環境を大切にする心を育てる（重点）
 - (3) 日本の伝統・文化を理解し、地域を大切にする心を育てる
 - (4) 世界の国々や人々の多様性について学び、国際理解教育を推進する【新設】
- 4 教師が育つ学校をつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 6
- (1) 校長の裁量を活かし、特色ある学校経営を推進する（重点）
 - (2) 教師が相互に学び合う、活力のある学校をつくる【新設】
 - (3) 研修を充実し、教師の向上心を高める（重点）
 - (4) 教師が子どもと向き合う時間を確保する【新設】
- 5 学校・家庭・地域が強いスクラムを組んで子どもたちを育てる・・・・・・・・ 5 8
- (1) 学校から家庭・地域に積極的に情報発信をする
 - (2) 家庭の教育力を高める（重点）
 - (3) 地域と連携し、社会に貢献する心を培う（重点）
 - (4) 学校・家庭・地域が連携し、公共心や規範意識を培う
 - (5) 幼・保・小・中のつながりを意識した連携を進める
- 6 良好な教育環境と体制を整える・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 1
- (1) すべての子どもが安心できる環境を整備する（重点）
 - (2) 安全教育を推進するとともに、子どもの安全を確保する
 - (3) 企業や大学と連携して多様な人材活用を図る
 - (4) 学校施設の大規模改修等を計画的に進める（重点）
 - (5) 良好な教育環境を整備する

資料・・ 6 3

第1章

「荒川区学校教育ビジョン」について

1 「荒川区学校教育ビジョン」策定の経緯

教育委員会は、「教育の目指すところは、区民の夢や心を育み区民を幸せにすることである」との基本的な認識に立ち、変化の激しい社会にあって子どもたちがたくましく生きる力を培い、地域社会の構成員として信頼と尊敬を得られる人間性豊かな区民として成長することを期待し、確かな学力^{*}の定着・向上を目指すとともに、地域社会と一体となった健全育成の推進に努めてきた。

一方、平成19年に新たな荒川区基本構想が策定され、今後の区政のあるべき姿としての構想が示された。

教育委員会としては、この荒川区基本構想を受け、学校教育の分野においても、これまで進めてきた取組の成果を踏まえ、教育をとおして区民の夢や心を育むための「子育て教育都市」を実現するため、これからの学校教育の在り方や施策の方向性を示すことを目的として、5～10年間の計画期間で「荒川区学校教育ビジョン」を策定した。

「荒川区学校教育ビジョン」では、子どもたちが自らの人生を切り拓きたくましく生きる力を育むために、学校教育の充実を図る必要があることから、21世紀に生きる子どもたちが、将来への夢や希望を持って主体的に学び、育つよう、10年後を見据えた中長期目標を、「未来を拓き、たくましく生きる子どもを育成する」とした。そして、目標を達成するための施策の方向性として、「子ども一人ひとりの可能性を伸ばす」「豊かな感性や創造力を育む」「社会的自立の基礎を培う」の3つの視点を示した。この3つの視点から「荒川区学校教育ビジョン」実現に向けて6本の教育施策の柱を掲げた。

- 1 君の瞳が輝くとき ー個性や能力を伸ばす教育を進めるー
- 2 笑顔がすてきな君 ー自分や他人を大切にする心の教育を進めるー
- 3 さわやかに「おはよう！」 ー健康や体力づくりを進めるー
- 4 先生大好き！ ー魅力ある教師を育てるー
- 5 ふるさと荒川が学舎（まなびや） ー地域社会と一体となった教育を進めるー
- 6 「教育の荒川区」の実現！ ー教育環境の整備と拡充を図るー

以上の6本の柱を基に教育委員会は平成20年3月に「荒川区学校教育ビジョン」で示した方向性を具体化するため、平成20年度を初年度とした3年間を計画期間とする推進計画として「荒川区学校教育ビジョン第一期推進プラン」を策定した。続いて、平成23

【確かな学力】知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものを指すと文部科学省で定義付けられている。また、文部科学省では「確かな学力」と「豊かな人間性」「健康・体力」の3つの要素からなる力を「生きる力」としている。

年３月に平成２３年度から平成２５年度までを計画期間とする「第二期推進プラン」を策定し、学校教育に関する施策を着実に実施するとともに、年度ごとに「点検・評価」を行い、次年度の施策展開に反映させることによって学校教育の一層の充実を図ってきた。そして、平成２６年度から３年間を計画期間とする「第三期推進プラン」を策定し「荒川区学校教育ビジョン」の実現に向け、「推進プラン」の着実な実施と、その点検・評価をとおして、学校教育の充実と質の向上に取り組んできた。

こうした中、平成２７年４月１日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、区における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、荒川区総合教育会議※における議論を踏まえ、平成２８年３月に、区長が「荒川区教育に関する大綱」を策定した。

教育委員会では、「荒川区学校教育ビジョン」の計画期間である１０年を終え、基本理念として「未来を拓きたくましく生きる子どもの育成と学びのまちあらかわの実現」を掲げる「荒川区教育に関する大綱」及び平成２８年度末までに公示予定の次期学習指導要領※の意義や内容を踏まえ、本区のこれまでの「荒川区学校教育ビジョン」における成果と課題を分析して今後の方向性を明らかにした上で、広く有識者及び区民からご意見をいただき、本「学校教育ビジョン」の改訂を行うこととした。

【総合教育会議】地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２７年４月１日施行）により、設置されることとなった会議体。首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されている。荒川区では、平成２７年７月１０日に第１回が開催された。

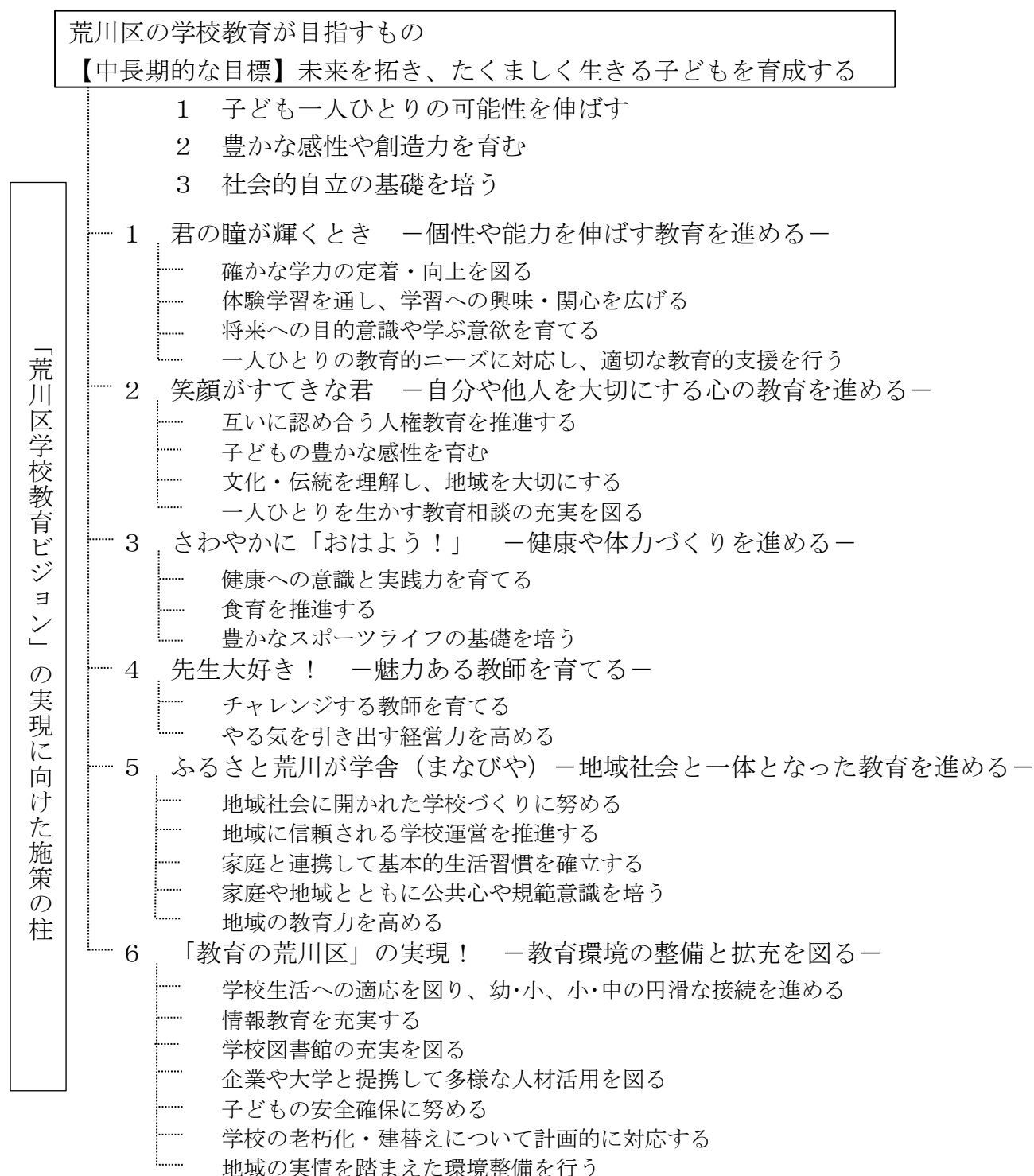
【学習指導要領】全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき定めた、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のこと。

2 「荒川区学校教育ビジョン」の成果と課題、今後の方向性

平成19年に策定した「荒川区学校教育ビジョン」では、「ビジョン」実現に向け、6本の施策の柱を掲げ、10年間にわたり、取組を進めてきた。

ここでは、各柱における各項目について、基本的な考え方及び方向性を改めて示した上で、それぞれの成果と課題、今後の方向性をまとめた。

現行「荒川区学校教育ビジョン」の体系図



【1】君の瞳が輝くとき 一個性や能力を伸ばす教育を進める一

（1）確かな学力の定着・向上を図る

基礎・基本となる学力を確実に身に付けることは、学校教育の重要な責務であり、子ども一人ひとりのもつ能力や可能性を引き出すことにつながる。そのため、学ぶことの楽しさや成就感をもたせ、確かな学力の定着・向上を図る。

【成果】

- 全国学力・学習状況調査※において、小・中学校ともに学力の向上が見られる（6 ページ参照）。
- 小学校においては、概ね全国の平均値を越えている。また、国語科、算数科、理科とすべての教科において、振れ幅はあるものの、着実に学力が伸びてきている。
- 小学校の国語A（主に知識を問う問題）について、向上が図られている。
- 小学校の算数B（主に活用を問う問題）においては常に全国平均を越えており、安定した学力向上施策の成果が表れている。
- 中学校においては、全国の平均値を越えていないものの、この10年間で上昇傾向にあり、着実に学力向上が図られていることがみてとれる。
- 中学校では、国語科、数学科ともにB問題の伸びが著しく、小学校から積み上げてきた、日常の読書活動や学習活動での「調べる学習」、探究活動等を実践してきたことが成果として表れている。
- 国語力の向上について、「図書館を使った調べる学習コンクール※」等の作品内容が、年々充実してきていることにも表れている。
- 平成22年度より全校に電子黒板を導入したことにより、日常の学習で教師用デジタル教科書を活用した授業が推進され、授業の流れや内容が視覚的に提示されて分かりやすくなったことにとともに、子どもたちの学習意欲が高まっている。
- 平成26年度から区内全小・中学校で、一人1台ずつ活用することが可能な数のタブレットPCを導入したことにより子どもたちが、学習活動の中で、自らの興味・関心や探究心に応じて図書資料と合わせて深く調べることが可能になったことも成果につながっている。
- 基礎学力の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成を目的とした校内研究が進

【全国学力・学習状況調査】平成19年度から全国の小・中学校で実施されている学力調査。小学校第6学年及び中学校第3学年を対象としており、国語、算数・数学の2教科で実施している（平成24、27年度は理科もあわせ、3教科で実施）。平成22、24年度については抽出・希望利用方式による調査となったが、平成26年度から再度悉皆調査となった。

【図書館を使った調べる学習コンクール】公益財団法人 図書館振興財団が毎年実施しているコンクール。図書館を活用し、体験や創作などと結び付いた実践的研究の成果を広く普及することを目的として実施している。荒川区においても、平成22年度より荒川区による地域コンクールを開始し、優秀作品を本コンクール全国大会へ出品している。応募数は年々増加し、平成28年には8217件の応募があった。本コンクールへの参加をとおして、区立図書館及び学校図書館利活用の促進と「調べる学習」への取組による、児童生徒の主体的に学習に取り組む態度や思考力、判断力、表現力等の育成を目指している。

み、子ども一人ひとりの学力の向上を目指すための指導方法の改善が図られた。

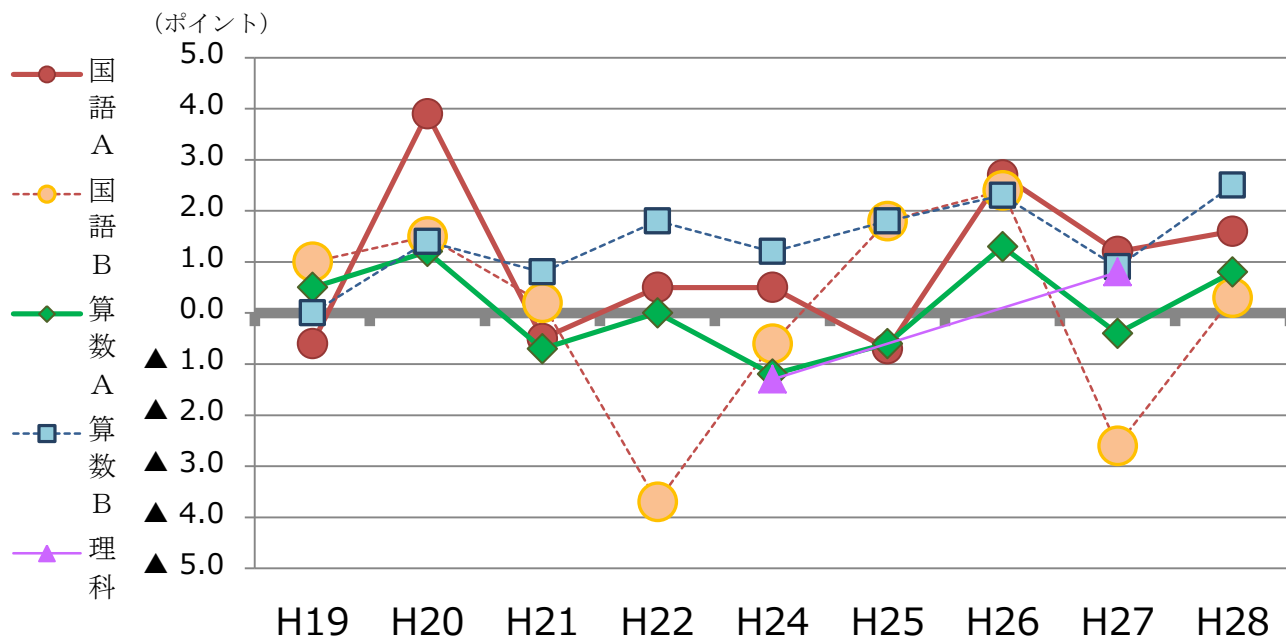
- 算数・数学科における習熟度別少人数指導について、年間をとおして、恒常的に実施しており、子ども自身が分からない内容について質問しやすい態勢ができているなど、一人ひとりの習熟度に応じて子どもに寄り添った指導が全校に定着している。
- 読書活動の推進について、平成18年に区内全小・中学校において、文部科学省による学校図書館図書標準100パーセントを達成した。その後もさらに読書活動の推進を充実させ、学校司書の全校常駐や、学校図書館支援室の設置を経て、平成25年に「荒川区学校図書館活用指針」を策定した。そうした中、保護者等による読み聞かせボランティアの充実とともに、学校図書館における図書の貸出冊数の増加がみられる。特に、小学校は、平成27年度は平成21年度の約1.5倍となっている。
- 小学校の英語教育について、平成15年7月に「荒川区小学校英語科指導指針及び解説書」を作成し、平成16年度より全面実施した。このことにともない、英語教育アドバイザーを平成16年度から、外国人英語指導員（NEA[※]）を平成19年度から小学校全校に配置し、学級担任と合わせた3名による複数指導体制の整備を図ってきた。
- 小学生の英語学習における意識について、全体的に向上していることがみてとれる（「小学生 英語学習意識調査結果（7ページ参照）」より）。この調査は、区立全小学校に対して、平成21年に小学6年生（荒川区が小学校第1学年からの英語教育を開始した平成16年度当時に1年生だった児童）、平成28年に小学5年生を対象に実施したものである。ここからは、最高学年である当時の小学6年生より、英語の学習を始めて5年めの小学5年生のほうが、すべての設問について意識の向上が図られていることがみてとれる。特に、「外国人に英語で話しかけられたら、ジェスチャーなどを使いながら、何とか英語で答えようと思う」という意欲をもつ児童が大幅に増加している。これは、荒川区における英語教育の体系が年々整理されるとともに、教師の指導力が向上したことにより、児童のコミュニケーション能力と意欲が高まっていることを示している。

【課題】

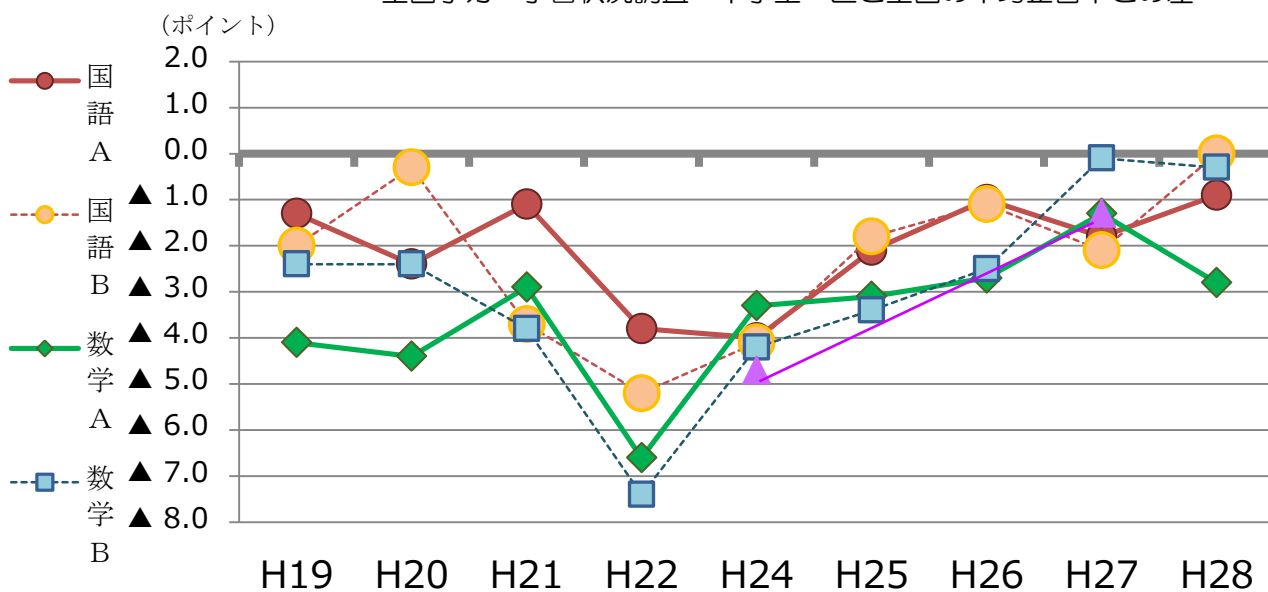
- 全国学力・学習状況調査において、小学校においては国語B（主として活用を問う問題）、中学校においては数学A（主として知識を問う問題）に課題がある。
- 国、東京都及び荒川区主催の様々な学力調査等で徐々に結果が出始めているところであるが、基礎的・基本的な事項の知識の習得よりも、習得した知識を活用して問題解決を図る能力を向上することに課題がシフトしている。
- 英語科における小学校から中学校への円滑な接続や、タブレットPCや電子黒板を活用し、子どもたちの意欲・関心を一層高めるような指導の充実が必要である。

【NEA】Native English-Speaking Assistant の略称。荒川区教育委員会独自の呼称である。他地区では外国人英語指導員を「AET」「ALT」と称しているが、荒川区では、外国人英語指導員を「Teacher」ではなく、英語を話す「Assistant」と位置付けているため、「NEA」とした。

全国学力・学習状況調査 小学生 区と全国平均正答率との差



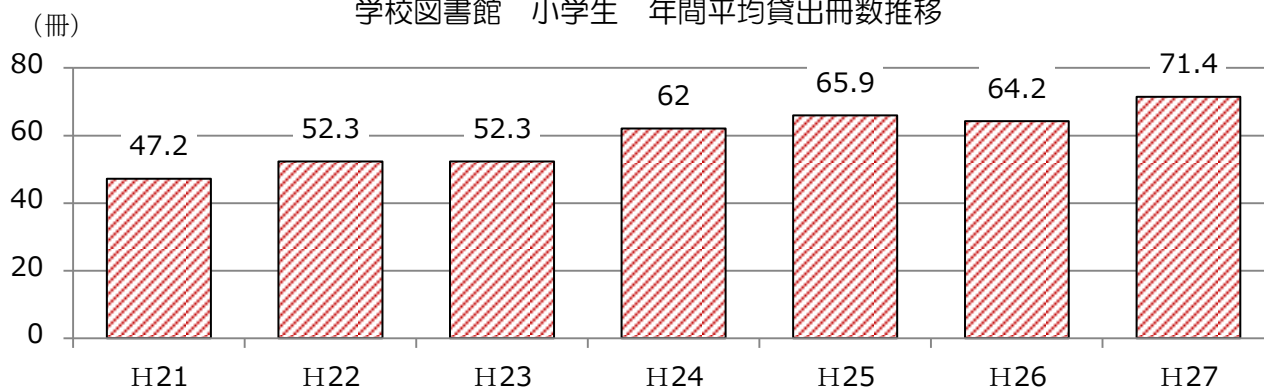
全国学力・学習状況調査 中学生 区と全国平均正答率との差



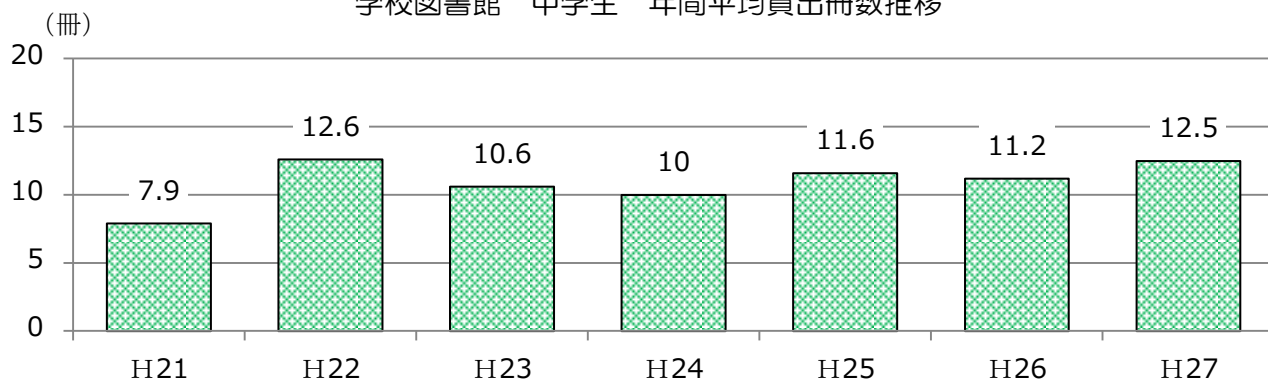
※ 平成23年度については、東日本大震災の影響で調査を中止した。

※ 理科については、平成24年度及び平成27年度に実施した。

学校図書館 小学生 年間平均貸出冊数推移



学校図書館 中学生 年間平均貸出冊数推移

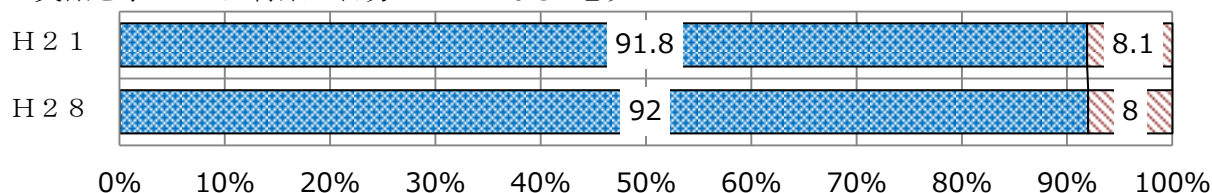


※ 上のグラフは、小・中学生が、学校図書館から借りた年間冊数の平均値の推移である。

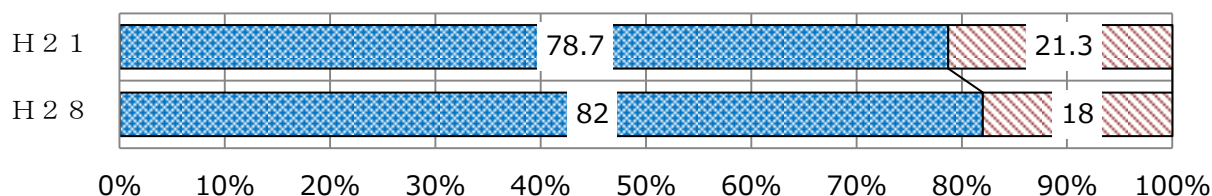
小学生 英語学習意識調査結果

※ 本調査は荒川区教育委員会が区内全校に対して、平成21年は小学6年生、平成28年は小学5年生に対して実施したものである。下のグラフは、調査項目の内、ここに掲載したア～エの設問についてのみを抜粋した。

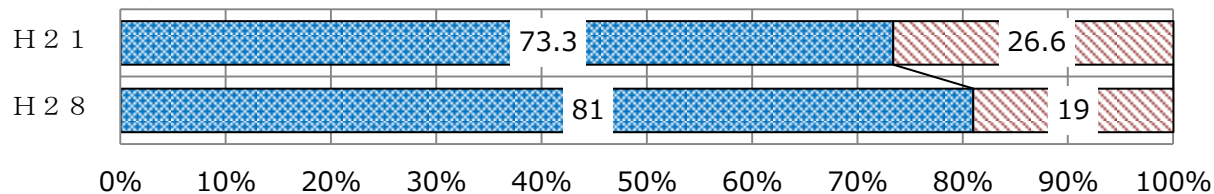
ア: 英語を学ぶことは将来の自分のためになると思う



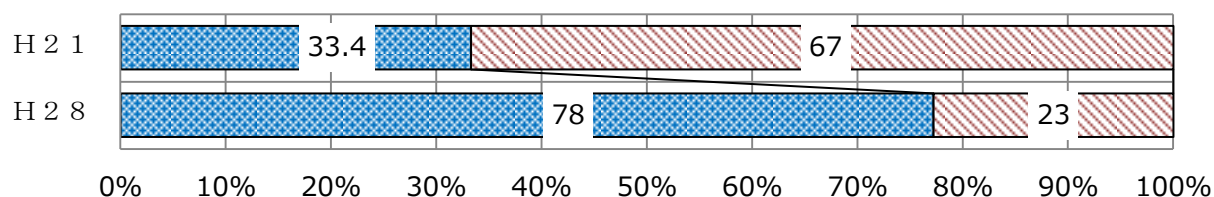
イ: 英語を使っていろいろな国の人たちと話をしたり友達になりたいと思う



ウ: 英語を学習することは楽しい



エ: 外国人に英語で話しかけられたら、ジェスチャーなどを使いながら、何とか英語で答えようと思う



(2) 体験学習を通し、学習への興味・関心を広げる

体験から得た気づきや疑問を生かし、問題の解決に向け積極的に取り組むことは、問題解決能力を育むとともに、学習に対する興味・関心を一層高める。今後、多様な体験学習を工夫するとともに、科学技術・理科教育の充実に努める。

【成果】

- 小学5年生及び中学1年生対象の「清里高原少年自然の家（山梨県北杜市）」移動教室、小学6年生及び中学2年生対象の「下田臨海学園（静岡県下田市）」移動教室の実施をととして、子どもたちが自然環境に触れ、自然を守ることの重要性について理解を深め、自然を大切にしようとする態度が身に付いてきている。
- 学校ごとの特色ある教育活動として、農業体験（田植え、稲刈り等）や、ゲンジホタル、オオムラサキ等の飼育など、様々な体験学習を取り入れている。
- 学校図書館やICT環境を整備することにより、豊富な情報を活用し、事前学習をしっかりと行った上で、課題解決を図ることができている。
- 学校の外に出て、通常の授業では体験できない経験をすることにより、子どもたちは自然環境や社会に対する興味・関心を高めている。
- 理科や科学の楽しさを感じながら、基礎的な能力や応用力を育むことを目的として、昭和39年度より「科学教育センター」事業が開始された。講座のプログラムの中に様々な実験や観察を取り入れ、子どもたちが、体験をととして科学的な物の見方や考え方を身に付けている。

【課題】

- 移動教室について、体験活動などの学習内容が固定化しているため、新しいプログラムの開発について検討し、具体的な方向性を見出すことが課題である。
- 子どもが自らの力で必要な情報を取捨選択しながら自己の課題解決能力を向上させられるよう、学校図書館やICT環境をさらに十分に活用できるように、教師や学校司書の指導力向上が必要である。
- 科学教育センターにおける講座のプログラムを精査し、最先端の科学事象や考え方を十分に取り入れていくことが必要である。

(3) 将来への目的意識や学ぶ意欲を育てる

若者の勤労観、職業観が大きく変化している中、将来の夢や自らの生き方を進路や職業に結び付け、子どもの自立意識や社会性を培うことは極めて重要な課題である。子ども一人ひとりのよさを認め、目標に向かって努力する子どもを育む。

【成果】

- 小学5、6年生では、半日から1日の職場体験をとおして、商店街等、地域の人
の働く姿から相手の立場に立って接することの大切さを学び、思いやりの心が醸成
されるとともに、将来の夢をもつ機会となっている。
- 中学1年生では、職業調べや職場訪問をとおして、様々な職種について調べた
り、実際に見るなどして働くことの意義や尊さについて考える機会となっている。
- 中学2年生で連続5日間の勤労留学*をとおし、働くことの意義や尊さを実感し
社会の一員としての自覚が生まれ、校内での委員会や係活動においても主体性をも
って活動する生徒が増えている。また、体験した喜びや、戸惑い、自分の夢などを
保護者や教師に積極的に報告することで、校内や家庭内で、将来の進路に関して真
剣に話し合う生徒が年々増えてきている。
- 中学3年生において、上級学校訪問、卒業生のお話を聞く会、多様な職業（30職
種以上）の方をお招きした進路・生き方学習としての「校内ハローワーク」等の実
施をとおして、自己の将来の夢や希望を見つめ、自らの進路を主体的に選択でき
るようになってきている。

【課題】

- キャリア教育*については、地域社会体験教室、勤労体験、校内ハローワーク及
びボランティア体験に特化しているため、体験活動としては充実しているものの、
体験をとおしてキャリア教育としての目標を子どもたちに意識させたり、小・中学
校での一貫したプログラムを整備することが必要である。
- 勤労留学について、体験先の企業等の十分な確保が課題である。

（4）一人ひとりの教育的ニーズに対応し、適切な教育的支援を行う

一人ひとりの子どもの異なる教育的ニーズにきめ細かく関わることで、子どもの可能性を伸ばすことにつながる。そのため、個に応じた指導の充実に努めるとともに、支援体制を構築する。

【成果】

- スクールカウンセラー等の派遣により、専門的な立場からカウンセリングを行う
ことで、子どもの抱える不安や悩みについて解消が進められている。
- 個別の指導や支援が必要な子どもに対して個別指導計画や個別の教育支援計画を

【勤労留学】中学生が事業所などの職場で働くことを通じ、職業や仕事の実際について体験し、働く人々と接し、将来の社会的・職業的自立に向けて働くことの意義を学ぶ学習活動である。

【キャリア教育】中央教育審議会は「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月）において「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育」と示した。

作成し、保護者と連携して支援するなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、子どもに寄り添った指導を進めている。

- 「ハートフル日本語適応指導※」は海外から来日して間もない子どもの、各小・中学校での学校生活や学習活動の場におけるコミュニケーション能力等の向上につながっており、とても有効である。

【課題】

- 特別支援学級だけでなく通常の学級も同様に、各学級に在籍する特別な支援を要する子どもたちへの十分な支援を引き続き実施していくことや、障がい者理解教育を全校でさらに推進していくことが課題である。
- 平成29年度から開設される「特別支援教室※」について、円滑に実施していくこと、及び、実際に巡回をする担当教師の専門性を十分に高めていくこと、特別支援教育コーディネーターをはじめとする、すべての教職員に対して制度の十分な理解を促すことなど、組織的な推進を図ることが課題である。
- 「ハートフル日本語適応指導」を行う講師は登録制となっているが、言語によっては講師がなかなか見付からないことが課題である。

（５）まとめ及び今後の方向性

本項は学力向上に関する柱である。「荒川区学校教育ビジョン」は、確かな学力の定着及び向上を第一の柱に掲げ、重点的に実行してきた。その中でも特に読書活動の推進をととした「国語力の向上」を目指してきた。全国学力・学習状況調査等の学力調査において検証を重ねてきた結果、一定の成果は表れている。

しかし、その一方で、学校教育法の改正や学習指導要領の改訂などにより、これからは「何を理解したか」だけでなく「どのように学ぶか」「知っていることをどのように使うか」など、社会から求められる学力の幅が広がっている。

これらのことを踏まえると、これまで以上に思考力・判断力・表現力を基盤とする「探究する力」や「主体的に学ぶ力」を如何にして身に付けていくのかが、21世紀を生きる子どもたちに必要となっている。そこで、これからは「読書活動の推進」や「国語力の向上」も含め、「21世紀型能力」など、広い視点で学び、幅広い学力を身に付けた子どもを育成していく。

【ハートフル日本語適応指導】来日間もなく日本語指導が必要な幼稚園児・小学生・中学生に対して、指導員を派遣または、学習教室に通室することで日本語の指導を受け、学校生活への円滑な適応を支援するための施策として荒川区教育委員会が平成19年度より実施している。

【特別支援教室】発達障がいのある児童生徒は、すべての学校・学級に在籍すると推測できることから、東京都教育委員会は「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」（平成22年11月）で特別支援教室の全小・中学校への導入を公表した。従来の特別支援学級（情緒障がい等通級指導学級）を拠点とし、その学級に在職している教師が各児童生徒の在籍している学校を直接巡回訪問し、児童生徒の障がいの程度等に応じた指導を行う。荒川区では平成29年度から全小学校で実施する。中学校についてはこれから都で整備を行う。

【2】笑顔がすてきな君 ―自分や他人を大切にする心の教育を進める―

（1）互いに認め合う人権教育を推進する

子ども一人ひとりがかけがえのない存在であることを認め合うことにより、生命を尊重し、思いやりと美しいものに感動する心が育まれる。そのため、思いやりの心や互いの人格を尊重する人権教育を推進する。

【成果】

- 人権尊重教育推進校の研究発表会及び人権教育研修会の充実により、各学校で子どもの目線に立った人権教育が進んでいる。
- 「荒川区道徳教育郷土資料集」の活用により、身近な教材を使って子どもたちの道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を育てるとともに、人権教育の視点に基づいた学習を進めている。

【課題】

- 実際に各教科の中で人権教育の視点をどのように盛り込んでいくのかについて、「人権教育プログラム（学校教育編）」（東京都教育委員会発行）等を活用しながら研修等をとおしてさらに学んでいく必要がある。
- 学習指導要領改訂にともない「特別の教科 道徳※」の内容にあわせて「荒川区道徳教育郷土資料集」を編集し、「特別の教科 道徳」においても十分に活用していく必要がある。
- 子どもたちに道徳性を身に付けさせるための授業をさらに充実させる必要がある。

（2）子どもの豊かな感性を育む

美しいものや偉大なものにふれた感動が、子どもたちの豊かな情操と創造力を育む。そのため、すぐれた文化・伝統にふれる体験や自然とふれあう体験を重視し、みずみずしい感性を育てる。また、読書や創作活動に一層取り組む。

【特別の教科 道徳】学校教育法施行規則改正（平成27年3月27日）により、道徳教育の改善・充実を図るため、「道徳」から「特別の教科 道徳」となった。これにともない、文部科学省は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領一部改正を告示した。

この改正においては、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法の工夫を図ることを示し、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」「議論する道徳」へと転換を図ることを求めている。平成30年度より全面実施となる。荒川区においては、平成28年度よりその内容について先行実施している。

【成果】

- 伝統工芸品やオーケストラ演奏など、本物にふれる体験をとおして、子どもの感性を育んでいる。
- 農業体験など、学校の外に出て自然にふれる体験をとおして、栽培活動等の変容さにふれるとともに、様々な生命の存在を知り、自らの生きる喜びを味わい、豊かな心が育っている。
- 新潟県三条市及び魚沼市、山形県鮭川村、北海道広尾町、奥多摩町等の都市と、ブナの植林、鮭の卵の孵化、農業体験、キャンプなどの自然体験交流を継続して実施しており、その地域の人々との交流をとおして様々な地域の暮らしや自然にふれることで、豊かな感性を育むことにつながっている。
- 夏季休業中の「下田臨海学園」においては、学校生活では体験することのできない海岸地域での生活、主に水泳を中心とした心身の鍛錬や、規則正しい生活の実践ができています。

【課題】

- 体験の機会を確保していくことが必要である。
- 文化・伝統や自然にふれる体験をしたことが子どもたちに学びとしてどのように身に付いているのかを検証しながら実施していくことが必要である。

（３）文化・伝統を理解し、地域を大切にする

荒川区の文化や伝統への愛着や誇りをもたせることが、地域に貢献する子どもの育成につながる。そのため、地域のすぐれた技術・技能をもつ人材を招くとともに地域での体験学習を重視し、文化・伝統への理解を深める教育を推進する。

【成果】

- 各校において、俳句を詠む体験や和楽器体験、文楽鑑賞などの様々な取組で地域の人材や公益財団法人荒川区芸術文化振興財団などの外部人材を活用して、子どもたちに文化や伝統を理解することを目的とした体験活動を行うことにより、地域の文化や伝統を継承する方々の思いや技術に直接ふれ、地域への愛着や誇りを生む原動力となっている。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定を受け、区内小・中学校でオリンピック・パラリンピック教育に取り組んでいる。特に平成27年度から5年間で、荒川区出身の障がいのあるアーティストを6校ずつ区内全小・中学校に招聘し、コンサートをとおして、子どもたちが障がいのある人々についての理解を深め、ともに生きることの喜びや地域に対する誇りをもつ機会としている。

【課題】

- 外部人材を学校に招聘する形での実施が多く、子どもたちが外に出て作業場等に訪問する活動を増やすことが課題である。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、区内全小・中学校において、地域とともにオリンピック・パラリンピック教育をさらに実施していく必要がある。

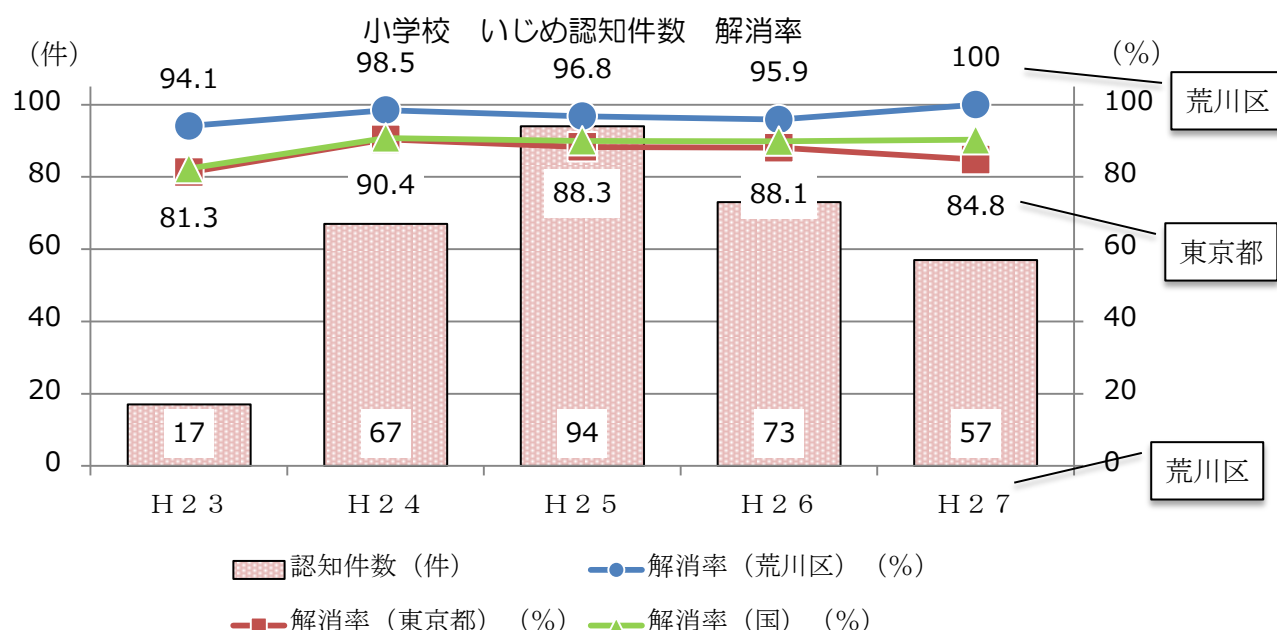
（４）一人ひとりを生かす教育相談の充実を図る

不登校や学校不適応の子どもへのきめ細かい支援を充実するには、スクールカウンセラーの配置や関係諸機関と連携した区独自の教育相談体制を築く必要がある。
また、保護者の子育てへの支援を進め、家庭への積極的な働きかけを行う。

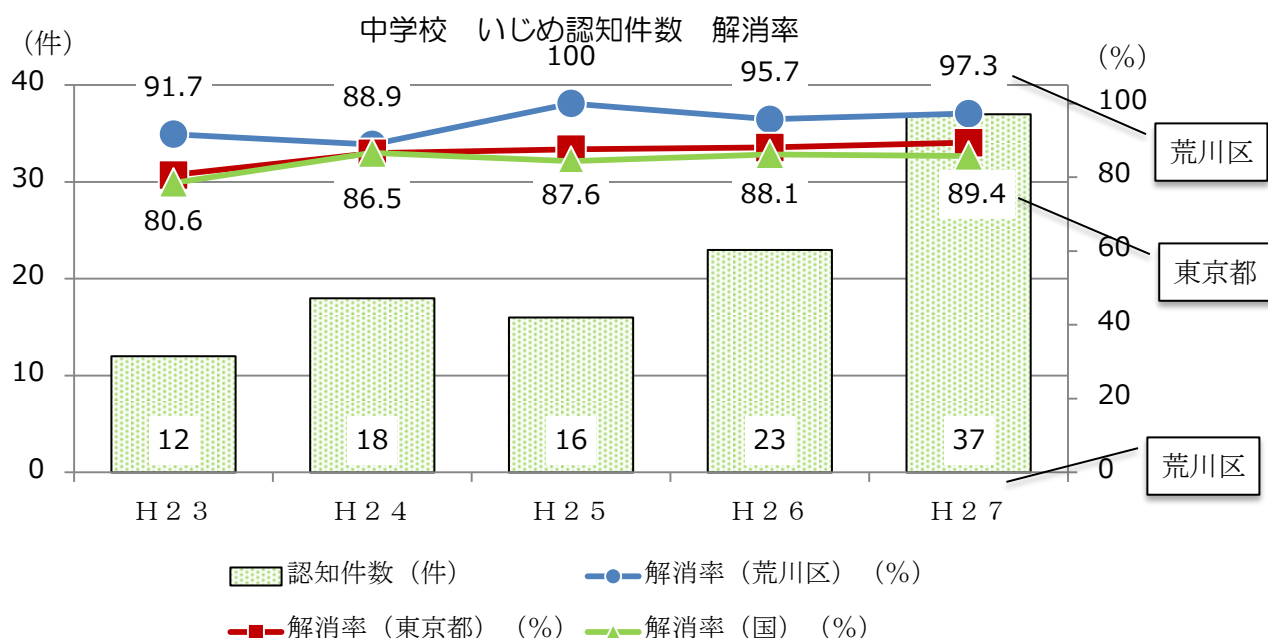
【成果】

- いじめの早期発見、早期解消に向けた取組を意識し、どのような些細ないじめについても見逃さないようにしている。特に、平成25年より「いじめ防止対策推進法」の施行にともない、文部科学省の通達でいじめの定義が『『いじめ』とは、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない』と示された。そのため、これまでいじめとしてとらえきれていなかった内容についてもいじめととらえ、解消に向け、組織的な取組が充実している。
- 不登校の児童生徒数について、近年、小学校は横ばい、中学校は若干減少傾向になっている。区では、適応指導教室「みらい」等を活用して学校復帰に向けた取組を進めている。
- スクールカウンセラー等が個々の子どもや保護者の相談に対して専門的な視点で助言を行っており、信頼を得ている。さらに、スクールカウンセラー等と教職員の連携により、個々の子どもや保護者の抱える悩み、不登校などへのきめ細かい支援を行う教育相談体制が構築されている。
- 平成25年度より東京都のスクールカウンセラーが都内全公立学校に配置され、週に1回の割合で子どもと保護者の相談にあたるようになった。また、同じく平成25年度より区のスクールカウンセラーが中学校への巡回相談も開始したため、現在は小学校、中学校ともに2名ずつのスクールカウンセラーを配置して、相談に当たっている。
- スクールカウンセラー等が小学5年生と中学1年生の全員面接を実施することにより、高学年進級時及び中学校入学時の子どもの不安を聞き取っている。これにより、安心して学校に登校したり、無理せずにすぐにスクールカウンセラー等に相談したりできる体制ができている。

○ スクールソーシャルワーカー※の、福祉の視点からの、各家庭へのきめ細かい対応により、保護者等の信頼が高まるとともに、支援希望が増加している。そのため平成27年度には相談件数が平成23年度の約2倍となった。

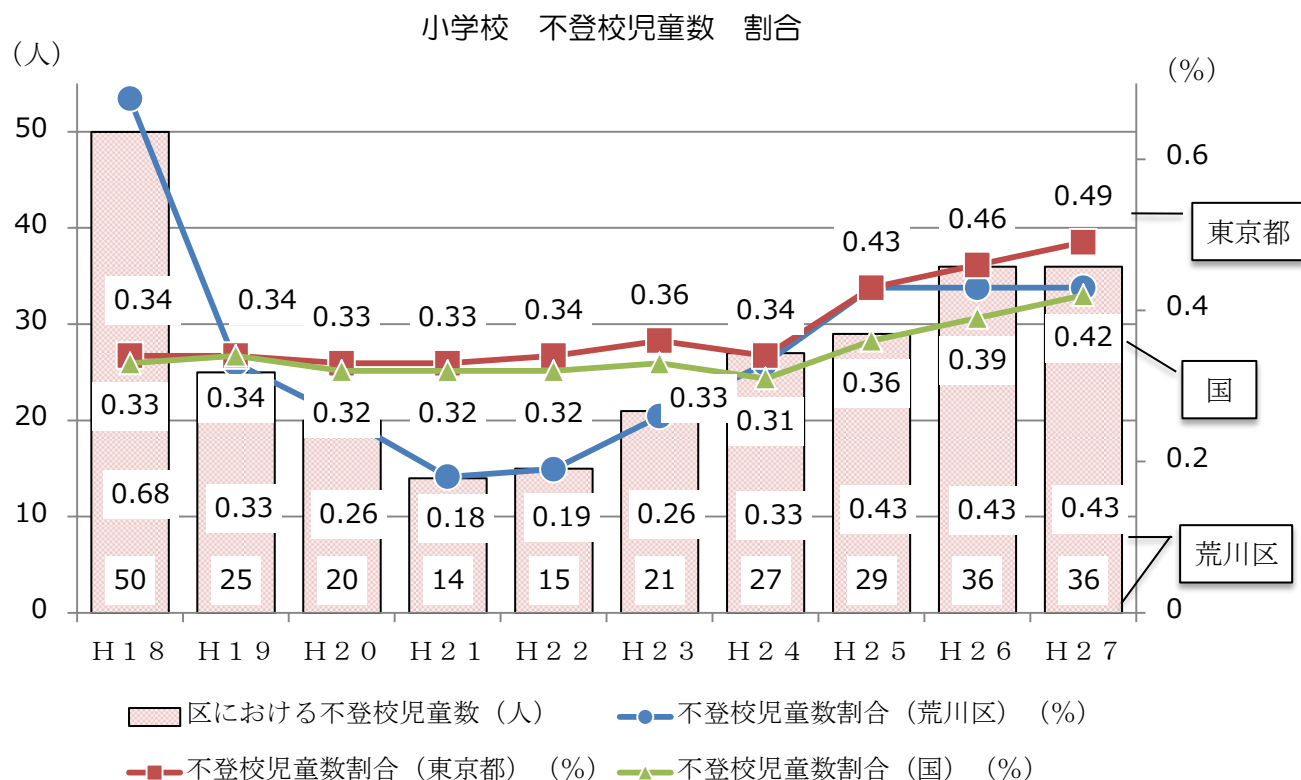


※ グラフ中のデータ数値表記については、下から区におけるいじめ認知件数、解消率 (東京都)、解消率 (荒川区)。国の解消率のデータ数値表記は東京都と近似しているため、割愛した。

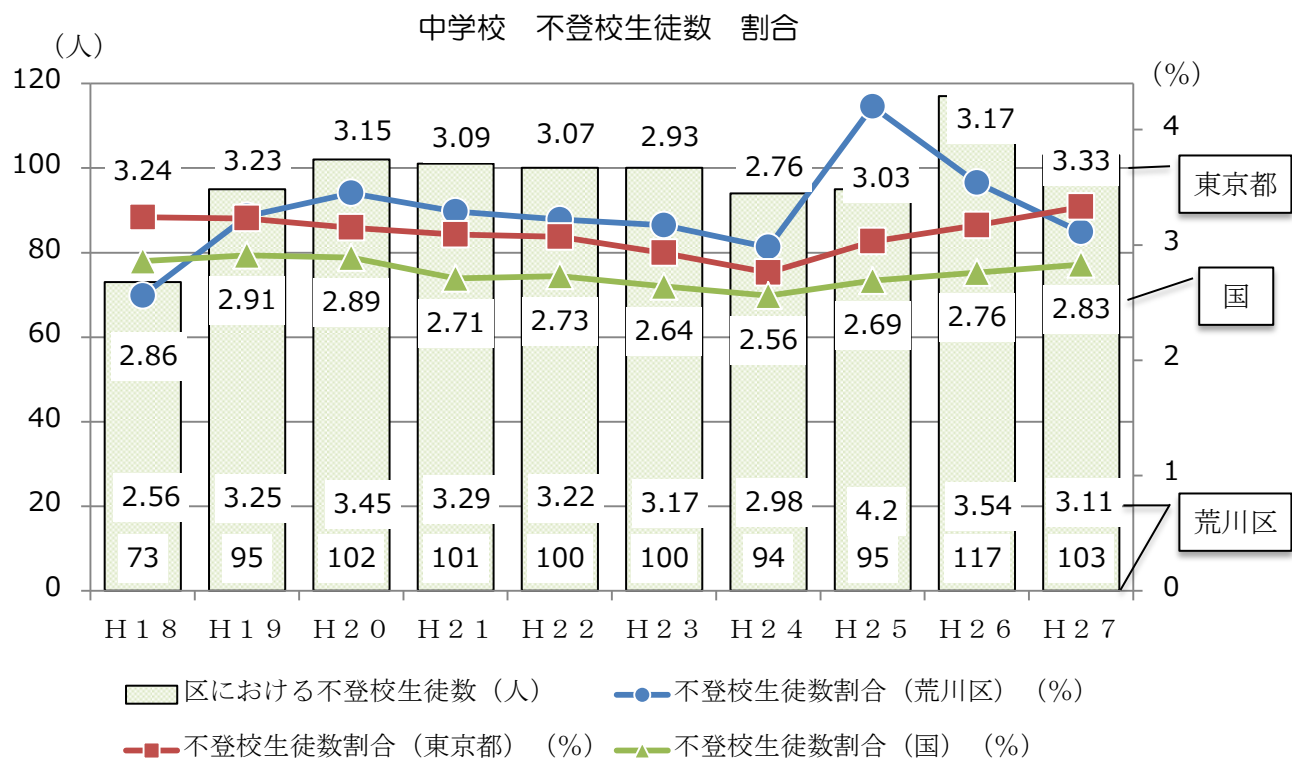


※ グラフ中のデータ数値表記については、下から区におけるいじめ認知件数、解消率 (東京都)、解消率 (荒川区)。国の解消率のデータ数値表記は東京都と近似しているため、割愛した。

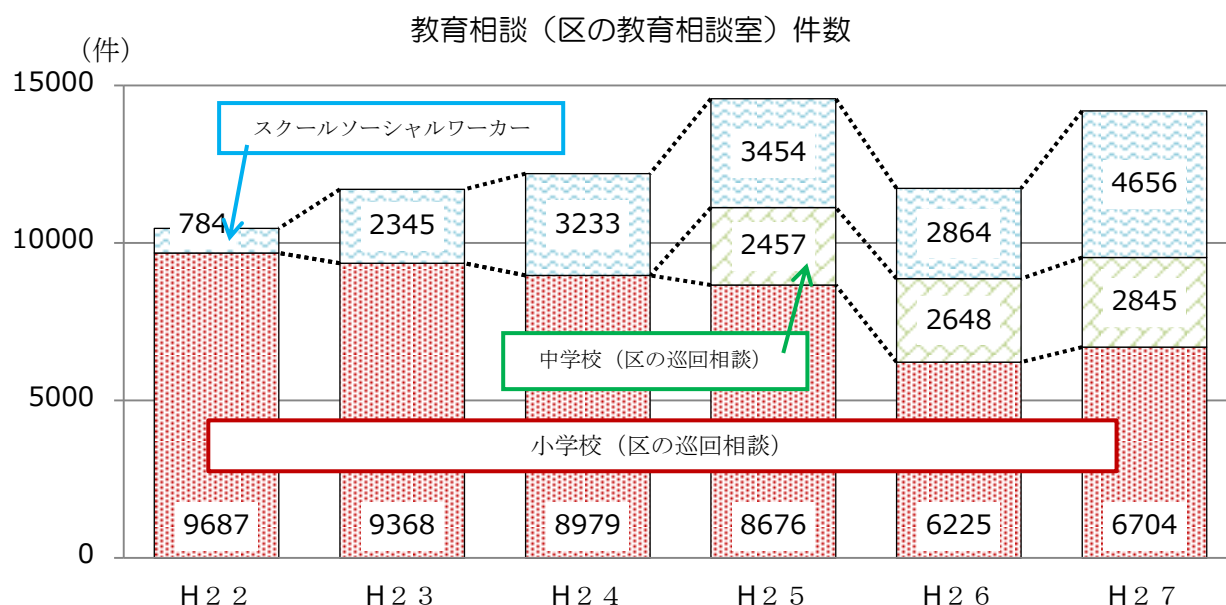
【スクールソーシャルワーカー】 自分一人では解決の困難な課題を抱える子どもに対し、課題の軽減や克服を支援するために、その子だけでなく、保護者や子どもを取り巻く環境である教育の分野や福祉の分野における関係機関双方に働きかけながら支援を行っていく専門職。



※ グラフ中のデータ数値表記については、下から区における不登校児童数、不登校児童数割合 (荒川区)、不登校児童数割合 (国)、不登校児童数割合 (東京都)。



※ グラフ中のデータ数値表記については、下から区における不登校生徒数、不登校生徒数割合 (荒川区)、不登校生徒数割合 (国)、不登校生徒数割合 (東京都)。



※ 中学校の巡回相談は平成 2 5 年度から開始した。

※ 小学校の巡回相談は平成 2 5 年度までは週に 1 回、平成 2 6 年度から 2 週に 1 回となっている。

※ 本統計は、東京都教育委員会が派遣しているスクールカウンセラーが担当している相談件数は含まれていない。

【課題】

- いじめの認知件数について、中学校は増加傾向にあり小学校は減少傾向にある。解消率については小・中学校とも高い。そこで、区としては、いじめの早期発見及び未然防止についての取組が、これまで以上に重要な課題となる。そのために、さらに校内での組織体制の整備を徹底し、学級担任が一人で抱え込まないようにするとともに、教師や保護者、スクールカウンセラー等の職員が協力し、情報共有を図りながら子どもたちを見守り、どのように小さなことであっても決して見逃さず、いじめを起こさせないような取組を徹底していくことがとても重要である。
- 不登校の児童生徒数について小学校では増加しており、中学校では毎年 1 0 0 名前後で推移している。不登校の子どもだけでなく、保護者の悩み・苦しみにこれまで以上に寄り添っていくことが必要である。
- 学校で起きている様々な課題に、さらに、親身にきめ細かく対応し、家庭や関係機関とより密接な連携を図っていくために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー※の活用をさらに推進していくことや、専門性を高めていくことが必要である。
- 適応指導教室「みらい」では、子どもが通いやすい雰囲気を醸成するとともに、学校復帰に向けた取組を引き続き進める必要がある。

(5) まとめ及び今後の方向性

本項は豊かな心を育むなどの心の教育についての柱である。人権教育の推進や地域で体験的に学ぶことをとおして、子どもたちの心の教育を推進してきた。その中でも、特に地域を先生として、地域に学び、地域を愛する心の育成をとおして子どもたちの心の豊かさを図ってきたことは本区における大きな特徴である。

その一方で、近年、いじめにより自ら命を絶った小学生や中学生のことを、日本中の人々が深い悲しみをもって受け止めてきた事実があることを、他県等のことであっても忘れてはならない。区においてもいじめを決して他人事とせず、教育相談体制の構築の充実とともに、悲しい事件を繰り返してはいけない、いじめは決して許されない人権侵害であるということを、教師や学校に勤務するすべての職員にも、子どもたちにも周知徹底してきた。また、不登校については、原因も複雑化・多様化してきており、校内の教育相談体制だけでは対応しきれない部分が出てきている。

子どもの心の教育を進めるに当たっては、体験的な学習や、他者との協働的な作業をとおして心を豊かにしていくこと、自他の思いを大切にすること、そして、いじめを絶対に許さない強い心や正義の心を育成していくことが大変重要であり、区民からも望まれていることである。

このことを踏まえ、体験的な学習の内容を精査し、道徳教育について再度徹底を図り、様々な体験をとおして自他を大切に子どもを育成していく。

【3】さわやかに「おはよう！」　ー健康や体力づくりを進めるー

（１）健康への意識と実践力を育てる

健康の価値を自覚し、生涯にわたって健康やからだづくりに取り組むことは重要である。そのため、健康教育の充実に努めるとともに、むし歯予防対策を重点課題とし、意識の啓発や歯磨き指導の充実に努める。

【成果】

- 歯磨き指導については、子どもたちに歯磨きの習慣が定着するために、学校が果たす役割は大きく、徹底して行われている。
- 薬物乱用防止教室等の実施をとおして、違法薬物等の恐ろしさだけでなく、自身の健康増進に対する意識の向上につながっている。

【課題】

- 健康増進に対する意識は向上したが、健康な体づくりについて一校一取組運動※に区として取り組むなど、体力向上を図る共通の取組を強化することが課題である。
- 家庭と連携して、歯磨きの習慣化と正しい歯磨きをさらに学習・啓発していく必要がある。

（２）食育を推進する

子どもの豊かな人間性を育み、「生きる力」を身に付けさせるためには、知育、徳育及び体育の基礎となる食育が重要である。そのため、望ましい食生活への知識と実践力を育むことを目指し、家庭と協力し食事をつくり食べる喜びを実感させる。

【成果】

- 全校に配置している栄養士と学級担任等とが連携して給食指導や、学級指導において食に関する知識、マナーなどの指導を行っており、家庭への食に関する啓発にもつながっている。
- 女子栄養大学と連携した「お弁当レシピコンテスト※」の実施が、栄養のバランスのとれた食事の必要性について、子どもたちの意識を向上させている。
- オリンピック・パラリンピック教育の一環として、世界のメニューや日本の伝統

【一校一取組運動】次世代を担う子どもたちの体力が長期的に低下傾向にあり、大きな問題となっている。このため、東京都教育委員会は子どもの基礎体力向上に向けた「総合的な子供の基礎体力向上方策（第1次推進計画）」及び「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」を策定し、児童生徒の体力の向上に向けた具体的な目標を定め、各地域や学校の実態に合った特色ある一校一取組運動を展開している。

的なメニューを取り入れた給食を実施し、多様な伝統や文化を食育として体験している。

【課題】

- 「早寝・早起き・朝ごはん^{*}推進会議」が平成20、21年の2年間に限った実施であり、家庭生活における子ども一人ひとりに基本的な生活習慣を身に付けさせるような取組や啓発活動が不足している。
- 食育の年間指導計画をさらに充実させ、年間を通じて意図的・計画的に食に関わる内容を指導していく必要がある。
- 「お弁当レシピコンテスト」について、食育の年間指導計画に位置付けるなど、食育との関連を整理する必要がある。

(3) 豊かなスポーツライフの基礎を培う

自らからだを動かす喜びやスポーツに打ち込むことは、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ素養を育む。体育の授業や部活動を重視するとともに、教育活動全体をととして、健康・体力づくりに努める。

【成果】

- 小学校地区連合運動会及び中学校連合体育大会への子どもたちの参加意欲が高く、日常の体育・保健体育科における学習の成果が現れている。
- 休み時間の取組については、各学校で特色のある一校一取組運動及び一学級一実践^{*}など、子どもたちの実態にあった運動を行っている。これらの実践から外遊びに活発な子どもが育まれている。
- 東京都の体力調査において、中学2年生女子の20メートルシャトルラン、中学2年生男女持久走などにおいては東京都の平均値を上回っている。小学5年生男子と中学2年生女子の50メートル走においては、東京都の平均値は下回っているものの、着実に上昇している。
- 部活動の外部指導員制度は各中学校において定着しており、指導の回数を増やすなど、さらに充実を図っている。

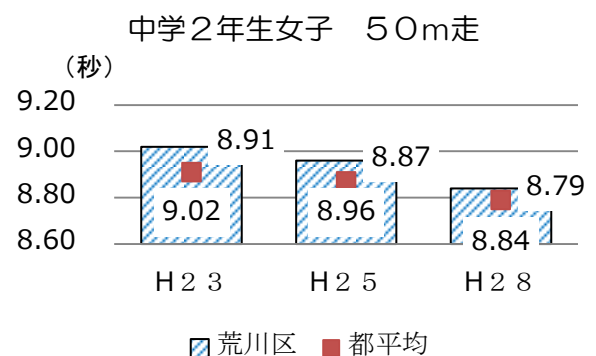
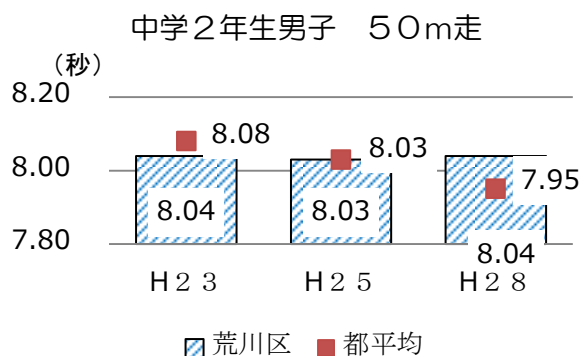
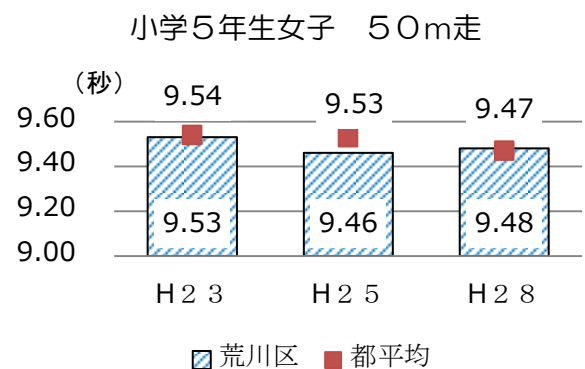
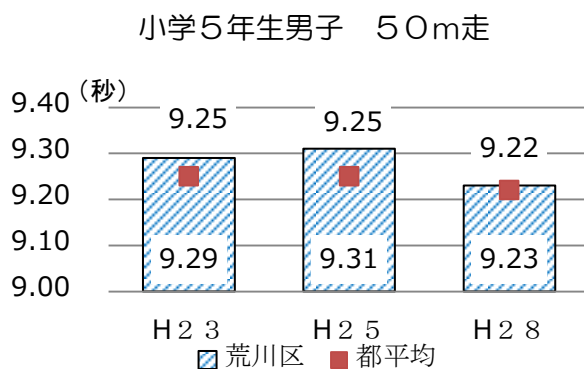
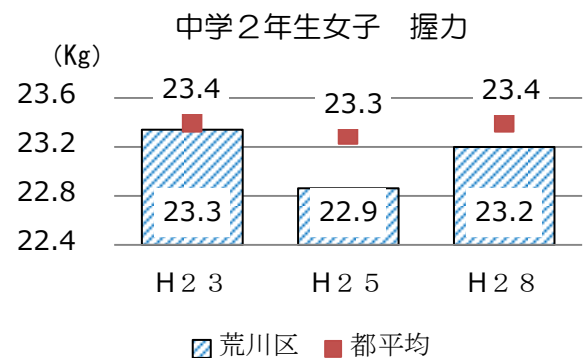
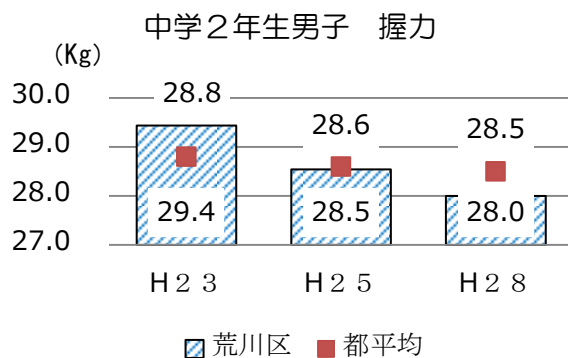
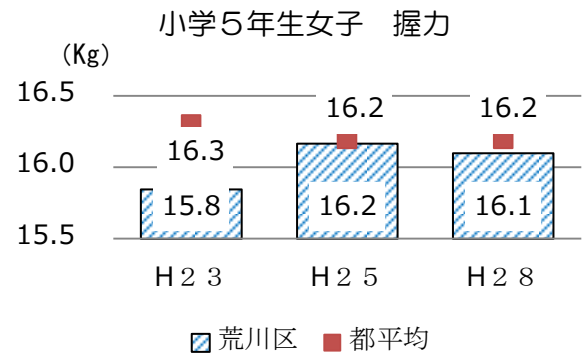
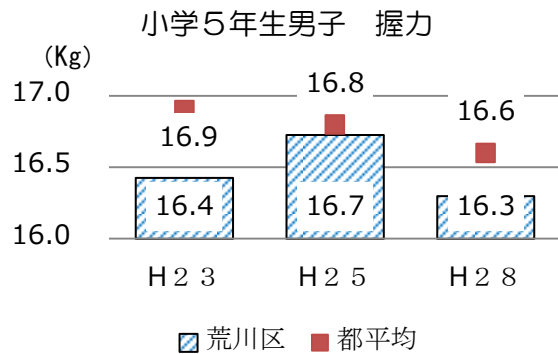
【お弁当レシピコンテスト】荒川区教育委員会は、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、成長期にある子どもが健やかに生きるための基盤を培うことを目指し、自ら考え作成した弁当の写真とレシピを応募する「お弁当レシピコンテスト」を毎年実施している。子どもが食事づくりの楽しさを実感でき、栄養のバランスや食の彩りを考えやすいお弁当づくりをととして望ましい食生活について考えるきっかけとなっている。

【早寝・早起き・朝ごはん】子どもたちの生活習慣の乱れが学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つであるとの指摘から、子どもたちの基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上を図るための取組として文部科学省が中心となり展開されている国民運動。

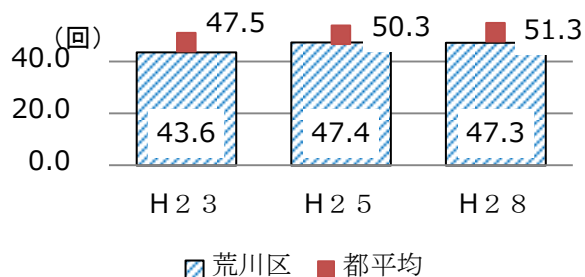
【一学級一実践】学校として取り組む一校一取組運動に加えて、各学級での具体的目標のもと、子どもたちの発達の段階や実態に応じた特色ある体力、運動能力向上のための取組。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査

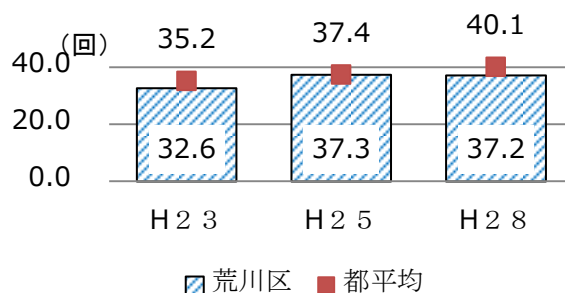
※ 平成23、25、28年における小学5年生男女、中学2年生男女の抜粋



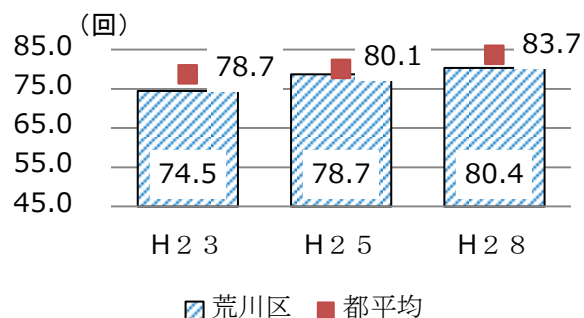
小学5年生男子 20mシャトルラン



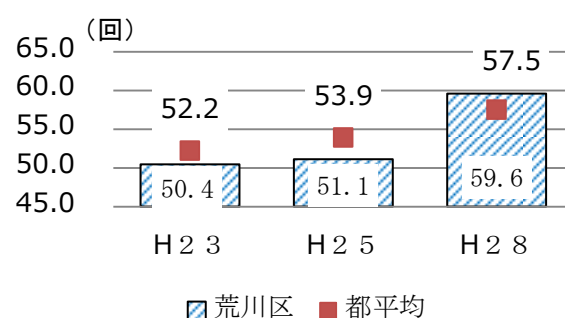
小学5年生女子 20mシャトルラン



中学2年生男子 20mシャトルラン

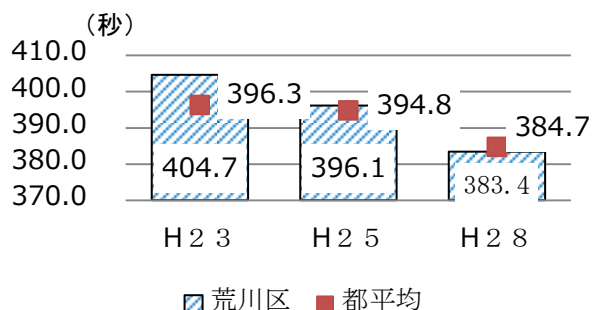


中学2年生女子 20mシャトルラン

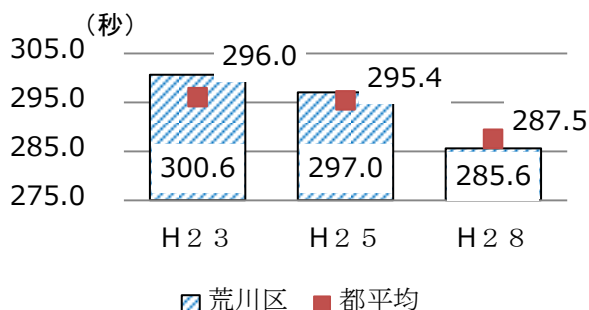


※シャトルランとは、一定の範囲を決められた時間内に繰り返し走り、折り返しの回数を記録とするもの。
20メートルシャトルランの場合は、20メートルの範囲を往復する。

中学2年生男子 持久走 (1500m)



中学2年生女子 持久走 (1000m)



【課題】

- 小学校地区連合運動会及び中学校連合体育大会を継続していくことに加えて、日常の体育・保健体育科における学習の充実を図るために、握力等の不足といった区の子どもの実態を踏まえて、体育・保健体育科の年間指導計画を作成する必要がある。
- 中学校においては、保健体育科の学習以外の時間を活用して体力を高める取組を行い、生涯にわたってスポーツを楽しむ土壌を培うことが課題である。
- 部活動による運動能力向上をさらに図るため、外部指導員の十分な確保及びさらなる指導技術の向上が必要である。

(4) まとめ及び今後の方向性

本項は健康教育についての柱である。健康面でのからだづくりと運動面の体力づくりについては、食育の推進とあわせて子どもの健康についての意識の向上を図ってきた。特に歯磨き指導など、子ども自身が継続的にきちんと行えるように実技をとおした指導を行ってきた。

その一方で、体力向上については、各学校で取組を進めてきたが、教育委員会として統一した取組を推奨するなどには行ってこなかったという課題がある。あわせて、本区が「幸福実感都市」を目指すことを考えたとき、からだの健康だけでなくこころの健康も大切であるとの意識を高めていくことはとても重要である。幸せは、互いの価値観や習慣、人権を尊重し合える人間関係の構築とは切り離せないものである。子どもたちが、地域社会の担い手として社会を創り上げていくには、からだとこころの両方の健全な育成が不可欠のものであると考える。

これらを踏まえ、これからはからだの健康だけでなく、体力の向上やこころの健康についても教育施策を立て、子どもが生涯にわたって健康で、生き生きと生活できる基盤としての健康づくり、体力づくりを推進していく。

【4】先生大好き！ 一魅力ある教師を育てる一

（１）チャレンジする教師を育てる

教師の人間性や使命感、指導力によって子どもが生き生きとし、学校教育が変わる。そのため、指導力を相互に高め合い、使命感と豊かな人間性をもち、自らを高めようとする教師の育成に努める。

【成果】

- 区のエデュケーション課題に対応した研修（言語活動の充実、小学校教育英語教育、道徳教育、情報教育等）や職層に応じた研修などの体系を確立してきたことにより、各教師のニーズに合った研修が実施されている。
- 意欲や能力のある教師を積極的に都・国・大学等に派遣することで、参加した教師が高度な専門性を身に付けている。
- 教師が、東京教師道場[※]に参加したり、東京都教育研究員[※]、東京都教員研究生[※]になったりすることにより、授業力向上につながっている。
- 校内でのOJT[※]実施により、若手教員の育成が図られている。

【課題】

- 今後も専門性を高め、常に向上心をもった教師を育成していく必要がある。
- 区のエデュケーション課題に対応した研修や校内におけるOJTを推進し、教師の資質向上をさらに図っていく必要がある。
- 区の推進してきた教育の重点や課題の内容を理解し、実践する教師を育成する必要がある。

【東京教師道場】東京都教育委員会が実施する、4～10年目程度の教員を対象とし、教科等の専門性その他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力の向上を目的とした研修のことである。東京都教育研究員などを経験した能力のすぐれた教員がリーダーとして指導に当たっている。

【東京都教育研究員】東京都教育委員会が実施する、主幹教諭や主任教諭及び都内公立幼稚園経験年数5年以上（東京都教師道場修了者程度）の教員を対象とした研修。都内各地の教育研究活動の中核となる教員を養成することにより、東京都の教育の質の向上を図る。

【東京都教員研究生】東京都教育委員会が実施する6年以上等の教員を対象とした研修。授業力向上のために指導的な役割を担う学校教育のリーダーを養成することや、学校経営及び学習指導等についての高い専門性を備えた教員を養成することを目的としている。

【OJT】「On the Job Training」の略。日常的な職務をとおして、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組のこと。ここでは、学校内における人材育成の取組を指しており、東京都教育委員会より「OJTガイドライン【第3版】」（平成27年10月）が出されている。

(2) やる気を引き出す経営力を高める

校長は、学校教育の要であり、卓越した指導力によって学校が活性化する。そのため、地域・保護者から信頼される確かな経営力をもつとともに、魅力ある教師を育てる人材育成能力を高める。

【成果】

- 校長の経営方針に基づく特色ある教育活動の企画・実践ができるよう「学校パワーアップ※」事業として予算執行上の校長の裁量を大幅に拡大したことにより、各学校の特色を生かした教育活動が展開されている。

【課題】

- 教師一人ひとりが自らの職務における目標を設定するなどして、管理職と相談をしながら職層や経験年数に応じた目標の達成を試みていくことが必要である。
- 組織に貢献できるような人材育成をとおして管理職の学校経営力を一層高める必要がある。
- 「学校パワーアップ※」事業の予算配当・予算執行の検証を確実に行う。

(3) まとめ及び今後の方向性

本項は教師の育成についての柱である。子どもにとって、教師は最も身近な師であり、教師の魅力が増すことは子どもたちが楽しく学校に通え、楽しく学べる基盤となるものである。本区においてはこれまで研修の充実に努め、教師の授業力の向上を強く図ってきた。授業力とは、単なる知識や指導技術のみを指すのではない。それには教師の教育にかける情熱や子どもたちの学習の理解度、友人等との関係で楽しいと思っていることや悩んでいることなど十分に把握する力なども含んでいる。

また、本区において平成23年度から実施している「学校パワーアップ※」事業を活用し校長の裁量による予算編成の実施をとおして特色ある教育活動の実施を推奨している。

一方で、21世紀をたくましく生き抜く子どもを育成していくために、教師は、子どもたちの実態を把握しながら、アクティブ・ラーニングなどの新しい学びの手立てに常にチャレンジしていくことが求められている。

そこで、様々な課題に対応し、教師の授業力をさらに向上させるような教育施策は引き続き必要である。その上で、家庭や地域とのさらなる連携や子どもたちの実態に対応した教育活動のために、校内で教師相互に学び合う学校づくりを推進していく。

【学校パワーアップ】各学校が「荒川区学校教育ビジョン」に基づいた学校教育の実現に積極的に取り組むために、校長の予算執行上の裁量権を大幅に拡大し、各学校の教育活動の活性化を図っている荒川区教育委員会独自の事業である。

【5】ふるさと荒川が学舎（まなびや）

－地域社会と一体となった教育を進める－

（１）地域社会に開かれた学校づくりに努める

地域で育ち、地域の一員であることの喜びを感じる子どもを育むことが健全育成の一步となる。そのため、地域社会と連携した教育活動を進めるとともに、地域社会に貢献する奉仕活動の中核とした学校教育を進める。

【成果】

- 町会の方々を講師として学校に招き、子どもたちが地域で育てられていることが実感できるよう取組を進めてきた。
- 地域と連携した取組を各学校で継続して行い、地域の力を生かした教育活動を推進し、子どもたちも地域の方々も学校を核として、ともにつながっていることが実感できるようになってきている。
- 中学校防災部を中心に、地域の中での貢献活動を定期的実施するなどの活動が根付いている。
- 高校・大学等、地域の教育施設との連携については着実に連携校数の増加が図られている。

【課題】

- 地域と連携した活動を進めるため、町会の方々と学校の結び付きを、さらに強くしていくことが求められる。
- P T A等と連携し、地域行事への参加者が多くなるよう、家族で取り組むことができるような企画及び内容の充実が必要である。
- 中学校防災部について、非常災害などの有事の際の役割分担について確認し、新たな活動内容を検討し、広めていくとともに、小学校段階からの取組の充実が求められている。

（２）地域に信頼される学校運営を推進する

開かれた学校づくりを目指し、保護者に対する説明責任を果たすことをとおして学校経営の透明性と信頼性の向上に努めることが重要である。

そのために、地域の方々からの学校に対する評価を謙虚にとらえた学校運営を進める。

【成果】

- 各学校のホームページや学校だより等を活用し、情報発信を適切に行っている。

- 第2土曜日を基準とし、年10回程度の学校公開日を設定し、開かれた学校づくりを推進している。
- 学校評価について学校評価検討委員会において項目を統一（20項目）しているため、過去の結果等との比較・分析が容易に行える形で進めてきており、地域の方の意見を学校経営に活かしている。

【課題】

- ホームページでの情報発信を行っていることに加えて、更新のタイミングを適切に進め、適時性のある情報を発信する必要がある。
- 学校公開の実施日について、地域への周知をさらに徹底していく必要がある。
- 学校関係者評価等を活用して、地域の方々の意見を、さらに、学校評価や学校経営に取り入れていく。
- 学校評価の結果分析について、区全体の結果をまとめて、経年で比較する必要がある。

（3）家庭と連携して基本的生活習慣を確立する

子どもの家庭でのしつけやお手伝いが、生きる力の根底となる。そのために、学校と家庭の役割についての共通理解を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的生活習慣を確立させるとともに、毎日の学習習慣を定着させる。

【成果】

- 保護者会等で家庭学習の方法や必要な時間などについて説明し、家庭での協力を得ている。
- 基本的な生活習慣の確立について、PTAと連携した学習会等を実施する学校もあり、子どもたちの教育において大切なことであるとの共通の認識がもてている。
- 一日の活動を行う上で力となる、朝食の大切さについて学び、子どもたちの「早寝・早起き・朝ごはん」への意識が向上している。

【課題】

- 家庭学習の習慣化について、多くの家庭から協力を得ているが、十分ではないところもある。
- 基本的な生活習慣の確立について家庭との連携をさらに進める必要があり、学校からの積極的な情報発信が求められている。

(4) 家庭や地域とともに公共心や規範意識を培う

公共心や、基本的なルールやマナーなどの規範意識を培うことが、社会生活の基盤となるとともに、豊かな人間関係を築く基礎となる。そのため、家庭や地域と一体となって、子どもに公共の場でマナーやルールを守る意識を育む。

【成果】

- 勤労留学^{*}については、地域の協力を得ながら全校5日間実施している。ボランティア活動は各校の実態に合わせて実施されており、平日の学校主体の活動に加えて土日の地域行事に参加している。
- 中学校防災部の創設により、防災訓練等の地域行事で中学生が地域に貢献する機会が増加しており、地域からの期待が高まっている。

【課題】

- 勤労留学やボランティア活動は、子どもたちが体験によって身に付けた公共のために役立とうとする思いや礼儀正しさ、規範意識、基本的な生活習慣等を、日常の学校生活や地域における生活でも生かす場面を設定することが課題である。
- 中学校防災部について、被災地訪問や消防団との合同訓練など、全校で行っている取組がある一方で、高齢者宅への訪問など、学校独自の取組がある。こうした各校における特色ある活動について、地域貢献の幅を広げるためにも事例を共有していく必要がある。

(5) 地域の教育力を高める

家庭における保護者の生活観や教育観が子どもの成長の原点であり、核家族化や少子化の進行にともない、家庭の教育力の低下が指摘されている。そのため、保護者が自信をもって子育てをするための活動を活性化させ、地域全体の教育力を高める。

【成果】

- 平成12年度から実施している「街の先生^{*}」事業等において、専門的な技能や知識をもつ地域の方の体験談や専門的技能の実演等により、子どもたちが地域を愛し将来に夢をもち、学習に対して興味・関心を高めることができている。

【勤労留学】9ページ参照

【街の先生】専門的な技能や知識をもつ地域の方が「街の先生」として、子どもたちに「専門的な講話」「体験談」「専門的技能の実演」等の授業を行っていただいているもの。子どもたちが地域を愛し、将来に夢をもち、学習に対して興味・関心を高めるなど、各学校における地域に根ざした特色ある教育活動の充実を図る目的で実施している。

- 読み聞かせや図書ボランティア等で学校を訪れる保護者と学校が意思の疎通を図りながら共に活動している姿から、保護者ボランティアの自立性がますます向上していることがうかがえる。
- 中学校防災部の創立により、中学生が地域に出て活躍する機会が増加しており、地域からの期待が高まっている。

【課題】

- 様々な専門的な知識や経験を有する地域の方々に、さらに学校を支援していただくことが必要である。
- 学校で取り組んでいる内容が家庭に伝わっていない場面も見られる中で、学校に来てもらう保護者や地域人材の確保、保護者及び地域の力をどのような場面で、どの程度、どのように活用していくかを学校も主体となって考えていくことが課題である。

（６）まとめ及び今後の方向性

本項は学校・家庭・地域との連携についての柱である。地域社会に開かれた学校づくりや家庭における基本的な生活習慣の確立など、子どもたちを支える大人同士の連携について、継続して推進している。中学生のボランティア活動や平成２７年度に創立された中学校防災部の活動など、ここ数年、子どもたちによる地域に密着した連携が成し遂げられてきている。

一方で、地域との連携は限定された時期のみのものもあり、活動の報告や周知等の家庭への発信については不十分なところがあるなどの課題もある。

そこで、特に家庭との連携においては、教育委員会のみではなく、ＰＴＡ組織や区内の他の部局など、これまで以上に広い視野で取り組むような教育施策を推進していくことが大切になってきている。さらに、子どもは保護者と教師のみで育てるわけではない。町会をはじめとする地域の方々や、学童クラブや公立図書館等の区の職員など、大勢の人々が関わり、連携し合い、ともに子どもたちを育て、見守り、手を差し伸べていくものである。こうした関係性を十分にとらえ、学校、家庭、地域の強い絆へと構築していくことのできる取組を企画・立案・実行していく。

【6】「教育の荒川区」の実現！ ー教育環境の整備と拡充を図るー

（１）学校生活への適応を図り、幼・小、小・中の円滑な接続を進める

学校生活に適応し確かな学力を育成するとともに豊かな人間関係を築くために、幼・小・中の円滑な接続や学びの連続性に配慮する必要がある。
そのため、幼児教育を充実させるとともに、小・中学校の連携を一層推進する。

【成果】

- 就学前の子どもがどの施設においても等しく同様の教育を受けることができ、小学校への円滑な連携を図るため、荒川区就学前教育プログラム※「わくわく えがお 荒川の子」を作成した。
- 平成２７年度まで第三中学校、汐入小学校及び汐入東小学校で小中一貫教育の研究を進め、系統的な学習指導による学力の定着や豊かな社会性の伸長、汐入地域を愛する子どもの育成等、多数の研究成果を区内の学校に広めた。
- 区立幼稚園・こども園、小学校及び中学校が相互に授業の様子を見る機会を設け、系統的な学習指導による成果や課題について協議を行うことができた。

【課題】

- 幼稚園・こども園と保育園、小学校と中学校の円滑な接続のために就学前からの系統的な指導が重要であるため、区・私立幼稚園・保育園との連携、小学校との連携を進めていく必要がある。小学校と中学校との連携について、好事例を区内全校に広げる必要がある。

（２）情報教育を充実する

情報機器や校内LANなど情報インフラの整備・拡充に努める。さらに、教育ネットワークを活用した授業を創造し、すぐれた教育実践を継承するとともに、指導実践の共有化を図り、教師の資質向上を目指す。

【成果】

- 平成１７年度にセンターサーバー型のネットワーク「荒川教育ネットワーク（A e n）」を構築し、教育委員会と区内全小・中学校の全教室においてデータの共有化を図った。
- 平成２２年度に区内全小・中学校の全普通教室へ５０インチプラズマテレビ型の

【荒川区就学前教育プログラム】子どもたちがどのような保育施設・教育施設で育っても、等しく質の高い就学前教育が受けられるよう、共通して経験させたい内容を明らかにするとともに、発達と学びの連続性を踏まえ、小学校への滑らかな接続を図るため、荒川区就学前教育の指針を策定した（平成２８年３月）。

電子黒板を導入し、授業におけるＩＣＴ活用の基盤を整備した。

- 授業で使う教材やコンテンツを全校に配信することができるサーバーを利用して、平成２４年度よりデジタル教科書のネットワーク配信を開始し、分かりやすい授業の展開を推進した。
- 平成２５年度にモデル校４校（小学校３校、中学校１校）、平成２６年度に区内全小・中学校に活用時における一人１台のタブレットＰＣを設置し、分かりやすい授業の推進をさらに加速した。
- 校内ＬＡＮの整備、電子黒板とタブレットＰＣの導入等、インフラ整備が整えられたことにより、平成２６年７月に「荒川区タブレットＰＣ活用指針」を策定し、授業における活用を推進している。
- ＩＣＴ機器を活用した授業の実践記録を保存するデータ管理のシステムが構築され、実践記録が蓄積されている。

【課題】

- タブレットＰＣ等のＩＣＴ機器について、教師が操作に慣れていないため、十分に使いこなせていないことや、タブレットＰＣの機能を効果的に活用する授業の展開に至らないことがある。
- 蓄積した実践データを活用し、効率的な授業準備や効果的なＩＣＴ機器を活用した新しい学びの形について研究を進める必要がある。
- 子どもの情報活用能力の向上及びこれからの社会を生き抜く力を身に付けていくためのＩＣＴ機器活用について、教師の意識を高めていく。
- 義務教育の９年間をとおり、小学校第１学年から中学校第３学年までの各学年段階に応じた情報教育の指導事項や内容について整備していく必要がある。

（３）学校図書館の充実を図る

学校図書館を活用した学習活動を推進するために、学校図書館指導員や蔵書管理システム等、学校図書館機能の充実を図る。また、区立図書館との連携等により、子ども読書活動を支援するとともに、調べ学習等の利用を図る。

【成果】

- 平成１８年度に全校で文部科学省による学校図書館図書標準を達成し、平成１９年度には「学校図書館指導員（現：学校司書）」を週２日全校配置し、平成２１年度に全校に週５日配置し、常駐とした。また、読書活動と授業での学校図書館活用支援を充実させるために、学校図書館支援室を設置し、主任学校図書館指導員（現：学校図書館スーパーバイザー）を１名、翌年には学校図書館支援室長を配置した。
- 平成２４年から学校司書の負担軽減のため、大規模校７校に学校図書館補助員の配置を開始した。

- 平成25年度に「荒川区学校図書館活用指針」を策定し、授業における学校図書館の活用を推進している。
- 平成26年度から授業における学校図書館の活用について「荒川区学校図書館学習・情報センター化推進校」を指定し、司書教諭（学校図書館担当者）と学校司書の定期的な打ち合わせ時間を設けている。
- 平成27年度から「尾久地区読書活動活性化モデル校」事業を実施し、学校図書館を活用した授業の充実に努めている。
- 図書資料の貸出冊数が伸びており、読書センターとしての機能の充実が図られている。また、「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール※」が平成28年度で第6回を数え、教員及び学校司書の間でも研修等をとおした成果として指導法の向上がみられる。

区内全小・中学校における学校図書館の状況

＜小学校＞	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
蔵書の図書標準に対する割合（％）	110	127	139	142	151	154	163
貸出冊数（一人当たり／年）	47.2	52.3	52.3	62.0	65.9	64.2	71.4
授業での活用回数（1学級あたり／年）	29.7	37.7	41.2	44.0	39.3	46.4	51.7
＜中学校＞	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
蔵書の図書標準に対する割合（％）	114	123	125	132	126	139	138
貸出冊数（一人当たり／年）	7.9	12.6	10.6	10.0	11.6	11.2	12.5
授業での活用回数（1学級あたり／年）	9.5	8.9	11.2	12.6	14.3	14.8	16.4

【課題】

- 学校図書館の蔵書は、文学関係の図書が多い。調べる学習をさらに定着させるために、歴史や社会科学、自然などの様々な分野の図書資料をバランスよく揃えていく必要がある。
- 授業における学校図書館の活用については徐々に伸びが見えるものの、すべての教科で恒常的に活用するには至っていない。学校司書の研修も進んでいるが、子どもの発達の段階に合わせた身に付けさせたい力や授業のねらいを十分に理解した上でのレファレンス能力の向上が課題である。

（４）企業や大学と提携して多様な人材活用を図る

大学や企業と連携することにより、すぐれた知識や技能を学校教育に取り入れることが可能となる。そのため、教師を目指す学生や専門的な知識・技能をもつ社会人を積極的に活用し、学校の活性化に努める。

【荒川区図書館を使った調べる学習コンクール】「図書館を使った調べる学習コンクール」（４ページ）参照。

【成果】

- 地域や大学、団体との継続的な連携を深めることにより、子どもたちの課題や意欲にそった教育プログラムなどを組み立てることができるようにするとともに、子どもが意欲をもって取り組むことができる教育内容が提案されている。
- 大学生によるティーチングアシスタントなど、「あらかわ寺子屋[※]」で活用を図ることができている。

【課題】

- 恒常的に連携を進めていくに当たって、教育内容のプログラムをさらに精査し、学校のニーズに合うものを提供していく必要がある。さらに、1校のみとの連携ではなく区として他の学校にどのように広げていくか、また、規模や期間についての方向性を明確にした上で進めていくことが必要である。
- 「あらかわ寺子屋[※]」については、大学生等のティーチングアシスタントなどの人材活用をさらに広げる必要がある。

(5) 子どもの安全確保に努める

学校は安全な場所であり、安心して学べる環境を整えることが重要である。そのため、子どもたちの校内外の安全確保に地域ぐるみで取り組み、保護者と一体となって子どもの危険予知能力や回避能力を培う。

【成果】

- 児童安全推進員の活動拠点となるスクール安全ステーションの整備や、児童通学案内指導員・学校安全パトロールの事業を実施してから大きな事故や事件は起こっていない。あわせて、地域の防犯意識の向上に役立っている。
- 通学路の防犯カメラについては、東京都の計画では平成26年から平成30年までの5年間の事業期間であるが、平成28年度までの3年間で整備の目安である、1小学校区当たり防犯カメラ5台の設置を完了しており、他区に先行して整備を完了した。
- 区内全小学校において、タブレットPCを使った「安全安心マップ」を作成し、活用している。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災状況から、学校施設の耐震化促進が課題として注目された。建物の耐震化が既に完了していた当区では、木製間仕切り改修や外部建具改修を内容とする非構造部材耐震化工事、体育館の吊り天井撤去工事を実施した。このことにより、避難所ともなる学校施設の安全性がさらに向上した。

【あらかわ寺子屋】始業前や放課後などに、学校の実情に応じた補充学習を行うもので、主体的に学習する習慣を身に付けさせることと学力の向上を図るため、区内全小・中学校において実施している。

【課題】

- スクール安全ステーションで来校者対応を行う児童安全推進員、通学路で安全指導を行う児童通学案内指導員、小学校低学年児童の下校時に付き添う学校安全パトロールの各事業は委託により実施しているため、委託先との連携をより深めていくことが必要である。
- 通学路の防犯カメラ画像の取り扱いについては、引き続き、個人情報保護条例を遵守し、適切に管理していく。
- タブレットP Cを使った「安全安心マップ」について、定期的に更新し、さらに活用を広げていく必要がある。
- セーフティ教室^{*}の取組内容については、携帯電話の普及等、児童生徒を取り巻く今日的な課題を踏まえた内容としていく必要がある。

（６）学校の老朽化・建替えについて計画的に対応する

教育環境を整備するために、老朽化が進んでいる校舎等の計画的な大規模改修や、建替えについて検討する。

【成果】

- 学校施設は大規模改修工事の計画的な実施により、老朽化する施設の維持が図られている。
- 平成23～24年度に、尾久八幡中学校の建替え（改築）を実施した。
- 教育環境の改善として、学校トイレの洋式化を進め、平成28～30年度の3か年で100パーセント洋式化への改修を行っている。

【課題】

- 「荒川区公共施設等総合管理計画^{*}」に基づき、区の実情に即した「荒川区教育施設個別管理計画（仮称）^{*}」を策定していく必要がある。

【セーフティ教室】子どもたちの健全育成の活性化及び充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会の連携による非行防止・犯罪被害防止教育の推進に資するため、年に1回程度、警視庁職員、民生児童委員及び保護司など地域の健全育成関係者と協力し、子どもたちに非行防止や犯罪の被害に遭わないための指導を行っている。子どもたちの学習活動終了後は、保護者、地域住民、教職員及び健全育成関係者が非行や犯罪から子どもたちを守る取組について意見交換を行い、地域での実践等について協議する。

【荒川区公共施設等総合管理計画】平成26年4月の総務大臣通達で、全ての自治体に対して老朽化した公共施設等（道路等のインフラを含む）を長期的な視点で更新や統廃合等を行う総合的な計画の策定が求められたことを受け、区が保有する全ての公共施設・インフラを対象とした総合的なマネジメント計画として平成29年3月に策定する。本計画は「荒川区人口ビジョン（平成28年3月策定）」も踏まえ、計画期間は荒川区基本計画と連動する10年間とし、公共施設等の長寿命化や更新及び財政コストの平準化など、総合的かつ計画的な管理を目的としている。

【荒川区教育施設個別管理計画（仮称）】34ページ参照。

- 学校施設の建替え（改築）については、計画の策定に向けて調査等を行う必要がある。

（７）地域の実情を踏まえた環境整備を行う

地域によって状況が異なる就学人口の動向等を踏まえ、良好な教育環境の整備に努める。

【成果】

- 白鬚西地区では、増設校舎や新設校の設置により、また、それ以外の地域においても、増設校舎の設置や校内の普通教室化改修等により、必要な学級数に対応している。
- 平成２０年度に汐入小学校の校舎を増設した。
- 平成２２年度に汐入東小学校を新設した。
- 平成２８年度にひぐらし小学校敷地内ひろば館を設置して、校舎内の学童クラブ室・ひろば館を移転させ普通教室を増やした。
- 第三瑞光小学校の校舎を増設し、平成２９年度より使用する。
- 区内各学校において、学級数の増加にともない、倉庫や資料室等に活用していた教室を対象に、普通教室として活用できるよう、改修工事を実施している。

【課題】

- 今後も子どもの数の増加が見込まれるが、現在の学校施設（校舎）内で普通教室を確保することは難しくなっており、増設校舎の整備等による対応も検討する必要がある。
- 学校教育で必要な教室数を確保していくため、校舎内学童クラブ室については、設置場所等を検討する必要がある。

（８）まとめ及び今後の方向性

本項は、主に施設や教育環境の整備についての柱である。

区では、教育施設の整備・充実に努め、平成２２年の汐入東小学校の開校など、地域の実情に合わせ、児童数の増加に対応している。

また、教育環境においても、文部科学省による学校図書館図書標準の１００パーセントを全校で達成、学校司書の全校常駐も果たすなど、学校図書館の充実については特に

【荒川区教育施設個別管理計画（仮称）】平成２７年３月に文部科学省が策定した「文部科学省インフラ長寿命化（行動計画）」に基づき、各自治体は当該団体の公共施設等総合管理計画も踏まえて、公立学校施設の個別施設計画を平成３２年度までに策定することとされている。内容としては、施設毎の優先順位、対策と時期、対策費用などを設定し、施設全体が効果的かつ効率的に実施できる計画とする。

力を入れてきた。ＩＣＴ教育にも同じように力を入れ、電子黒板の導入、平成２６年度に活用時一人１台のタブレットＰＣの配置を全国に先駆けて実施した。

その一方で、学校図書館やＩＣＴ機器の活用などは、これからの教育を考えたとき、それらを活用した学習内容の充実をさらに推進していく必要が生じている。また、幼稚園・こども園及び保育園、小学校、中学校の円滑な接続を図るため平成２８年３月に策定した「荒川区就学前教育プログラム」について、各施設（幼稚園・保育園・こども園）と小学校、中学校が連携し活用するよう積極的に普及していくことも重要である。

第2章

「荒川区学校教育ビジョン」の改訂について

1 新たな「荒川区学校教育ビジョン」について

教育委員会は、「教育の目指すところは、区民の夢や心を育み区民を幸せにすることである」との基本的な認識に立ち、変化の激しい社会にあって子どもたちがたくましく生きる力を培い、地域社会の構成員として信頼と尊敬を得られる人間性豊かな区民として成長することを期待し、平成19年に策定された荒川区基本構想を受け、「子育て教育都市」を実現するため、学校教育の在り方や施策の方向性を示すことを目的に「荒川区学校教育ビジョン」を策定した。

策定してから10年、同「ビジョン」を基に教育委員会は様々な教育施策を展開してきた。その間、我が国における子どもを取り巻く状況も大きく変化しており、教育の世界も新たな課題に直面している。

21世紀におけるグローバル化の波や刻々と変化する世界の情勢等予測できない未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程をとおして、一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要であるといわれてきている。

とりわけ最近では、“第4次産業革命”ともいわれ、あらかじめ入力されたものでなく自ら判断できるような進化した人工知能が社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。こうした変化は、様々な課題に新たな解決策を見だし、新たな価値を創造していく人間の活動を活性化するものであり、私たちの生活に便利さや豊かさをもたらすものになると考えられる。

その一方で、「人工知能の進化により人間が活躍できる職業はなくなるのではないか」

「今学校で教えていることは時代が変化したら通用しなくなるのではないか」といった不安の声も挙げられている。こうした声に応えながらも、教育においては、基礎的・基本的な知識・技能の定着などの小・中学校における教育の根幹の普遍的部分に加えて、変化が激しく将来の予測が困難な時代にあっても子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、就学前教育も大切にしながら、必要な資質・能力をしっかりと育んでいくことが求められている。これは、平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」においても示されており、本区としてもこうした教育を取り巻く状況を踏まえていくことは大切である。

第1章において示した、「荒川区学校教育ビジョン」の成果と課題、そして今後の方向性を踏まえ、新たな「学校教育ビジョン」の中長期目標、方向性、そして柱立てを次のとおりとする。

2 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の体系図

(1) 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の中長期目標

未来を拓きたくましく生きる子どもを育成する

(2) 中長期目標を達成していくための方向性

中長期目標を達成していくために、3つの方向性を示す。この3つの方向性をさらに具現化するために6本の施策の柱を立てることとする。

【方向性1】子ども一人ひとりのよさを伸ばし、学ぶ力を高める

【方向性2】多様性を尊重し、豊かな感性と創造力を育む

【方向性3】基本的な生活習慣を形成し、健全な心身を培う

(3) 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の実現に向けた施策の柱

1 夢につながる主体的な学びを推進する

- (1) 主体的に取り組み、論理的に考え、学ぶ力の向上を図る
- (2) 学校図書館を活用し、興味や関心を広げ探究する力を育む（重点）
- (3) ICT機器を活用し、21世紀型能力を身に付ける（重点）
- (4) 英語教育を充実し、国際コミュニケーション能力を育成する（重点）[新設]
- (5) 放課後等の補充教室を充実し、学習習慣を身に付ける [新設]
- (6) すべての子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行う

2 こころとからだの健全な育成を図る

- (1) 互いに認め合う教育を推進する（重点）
- (2) 道徳教育を推進し、自らの生き方や人間としての生き方についての考えを深める（重点）[新設]
- (3) いじめをゆるさない子どもを育てる（重点）[新設]
- (4) すべての子どもが楽しく学べる学校をつくる
- (5) スポーツをとおして健康な身体をつくり、体力を高める
- (6) 基本的な生活習慣を形成する（重点）

3 体験的な学習活動をととして、よりよい未来社会を築く

- (1) 将来への目的意識を学ぶキャリア教育を推進する (重点)
- (2) 自然体験をととして自然や地球を愛し、環境を大切にする心を育てる (重点)
- (3) 日本の伝統・文化を理解し、地域を大切にする心を育てる
- (4) 世界の国々や人々の多様性について学び、国際理解教育を推進する [新設]

4 教師が育つ学校をつくる

- (1) 校長の裁量を活かし、特色ある学校経営を推進する (重点)
- (2) 教師が相互に学び合う、活力のある学校をつくる [新設]
- (3) 研修を充実し、教師の向上心を高める (重点)
- (4) 教師が子どもと向き合う時間を確保する [新設]

5 学校・家庭・地域が強いスクラムを組んで子どもたちを育てる

- (1) 学校から家庭・地域に積極的に情報発信をする
- (2) 家庭の教育力を高める (重点)
- (3) 地域と連携し、社会に貢献する心を培う (重点)
- (4) 学校・家庭・地域が連携し、公共心や規範意識を培う
- (5) 幼・保・小・中のつながりを意識した連携を進める

6 良好な教育環境と体制を整える

- (1) すべての子どもが安心できる環境を整備する (重点)
- (2) 安全教育を推進するとともに、子どもの安全を確保する
- (3) 企業や大学と連携して多様な人材活用を図る
- (4) 学校施設の大規模改修等を計画的に進める (重点)
- (5) 良好な教育環境を整備する

3 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の位置付け

第1章に記載した成果と課題及び方向性を踏まえ、「荒川区学校教育ビジョン」の改訂に当たり、新たな「荒川区学校教育ビジョン」は、平成28年に策定された「荒川区教育に関する大綱」を具現化するための具体的な施策の方向性や柱を示すものとして位置付けるものである。

また、新たな「荒川区学校教育ビジョン」については、平成18年12月に公布された教育基本法第17条に基づき、平成20年7月に閣議決定された国の教育振興基本計画[※]における基本的な方針を参酌し、荒川区生涯学習推進計画と並び、本区における教育振興基本計画[※]として位置付けるものとする。

4 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の計画期間

新たな「荒川区学校教育ビジョン」の計画期間は、平成29年度から38年度の10年間とする。

具体的な施策に関しては、3年ごとに「荒川区学校教育ビジョン推進プラン」を発行し、進捗状況と合わせて掲げていく。

【教育振興基本計画】教育基本法第17条に基づき策定する教育に関する総合計画のこと。同第17条では、国は教育振興基本計画を策定、公表、国会に報告しなければならないとしている。同条第2項で、地方公共団体においては、国の計画を参酌し、地域の実情に応じて定めるよう努めなければならないとしている。国は平成25～29年度を第2期教育振興基本計画の期間と定めており、その基本的方向性として、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4点を掲げている。

第3章

新たな「荒川区学校教育ビジョン」が目指す方向性と育てたい児童生徒像

1 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の中長期目標

【中長期目標】

未来を拓きたくましく生きる子どもを育成する

21世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる場面での活動の基盤となっている。地域や社会は、ますます多様な価値観や情報に溢れ、技術革新等による生活の質的な変化が押し寄せてきている。このような中、学校教育は、教育基本法や学校教育法が目指す、教育の内容の普遍的な部分を踏まえ、グローバル化や人工知能の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測困難な社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野をもち、夢や志を高くもって、未来を創り出していくために必要な資質・能力を、幼児教育の段階や、幼稚園・こども園、保育園、小学校、中学校が連携しながら子ども一人ひとりに確実に育んでいくことが求められている。

このような社会状況の下、荒川区においては、「荒川区基本構想」に示されている、20年後の荒川区の目指すべき将来像「子育て教育都市 荒川区」を実現するため、「荒川区学校教育ビジョン」を平成19年3月に策定した。同教育ビジョンでは、中長期的な目標として「未来を拓き、たくましく生きる子どもを育成する」を掲げ、その実現に向けて6点の施策の柱を立て、「学校教育ビジョン推進プラン」第1期～第3期までを策定し、課題を明らかにしながら、推進事業に取り組み、成果をあげてきたところである。しかし、多くの成果があるとともに、第2章でも述べたように、新たな課題も生まれてきている。

それらの課題解決に向けて教育施策を推進していくには、子どもが自らの人生を切り拓き、たくましく生きる力を培うことが今後も引き続き必要となっている。そこで、新たな「荒川区学校教育ビジョン」の中長期目標を、策定当初の「未来を拓きたくましく生きる子どもを育成する」を継続することとした。そして、「荒川区学校教育ビジョン」に基づき、10年間実施してきた成果と課題を踏まえ、「子ども一人ひとりのよさを伸ばし、学ぶ力を高める」「多様性を尊重し、豊かな感性と創造力を育む」「基本的な生活習慣を形成し、健全な心身を培う」の3つの視点で、新たな「荒川区学校教育ビジョン」の方向性を示すこととした。

2 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の3つの方向性

【方向性1】子ども一人ひとりのよさを伸ばし、学ぶ力を高める

将来の予測困難な社会の中で、次代を担う子ども一人ひとりが、確かな学力を身に付けるために教育の果たすべき使命及び期待される役割は重大である。子どもたちに求められるのは、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続きを効率的にこなしていくにとどまらず、直面する様々な変化や課題を柔軟に受け止め、主体的に学び続け、自分で試行錯誤したり、多様な他者と協働して新たな価値を生み出していくこと、即ち、自ら学ぶ力であると考えられる。

そのためには、受け身で対処するのではなく、解決すべき課題と主体的に向き合って関わり合い、その過程をとおして自らの可能性を高め、行動していく力が必要となる。

学校では、子どもたちが社会に出たときに自ら学ぶ力を発揮できるよう、「何を理解しているか」だけでなく、「どのように学ぶか」「学んだことで何ができるようになるか」といったことを子ども自らが理解できるような教育活動を推進する。また、教師一人ひとりが子ども一人ひとりの学習状況や理解度について十分に把握し、子どものよさを伸ばし、学力をバランスよく育成していく。

【方向性2】多様性を尊重し、豊かな感性と創造力を育む

子どもたちは、学校や地域社会、家庭など、様々な場面において、他者と関わり、多様な文化や伝統、価値観や考え方に出会う。また、すぐれた技能・技術にふれる体験や、美しいものに感動する体験は、子どもたちに豊かな感性と創造力を育んでいくことにつながる。

多様な文化や考え方に直接ふれたりするような、体験活動や道徳教育を重視した心の教育を充実し、子ども一人ひとりに自他の人権や多様性を尊重する心、豊かな感性や創造力を育てていく。

そのために、引き続き、自然体験活動や職業体験活動、自治的活動、部活動の充実を図り、学校・家庭・地域がともに連携・協力し合って子どもたちに感動や喜びを味わわせる機会を設けていく。そうした活動をとおして子どもが夢や志をもち、自分を大切にして、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的をもって人生を送ることができるような、豊かな感性と未来を創造する力を育んでいく。

【方向性3】基本的な生活習慣を形成し、健全な心身を培う

基本的な生活習慣の確立は、自らの心身を健康に保つことや、主体的・能動的に学ぶこと、社会生活上のルールや規範意識を身に付けていく上でとても大切なことである。あわせて、いじめのない学校生活や楽しく学べる教育環境は、子どもが心身ともに健やかであるための基盤ともなるものである。そこで、学校だけでなく、家庭・地域が連携して、子どもが、健康で幸福によりよい人生を創造できるようにしていく。

また、様々な家庭環境や教育環境にある子どもたちに、食育及び体育・健康教育を充実していくことは、子どもが生涯にわたって心身の健康を保ち、活力のある生活を送るための必要な資質や習慣を醸成する上で重要である。

そのために、引き続き、開かれた学校づくりを推進して学校・家庭・地域との連携を一層深めるとともに、次代を担うあらかわの子どもが自信をもって自分の人生を切り拓いていけるよう、よりよい社会及び地域社会の担い手としての自覚と、その発展のために貢献する健全な心身を培っていく。

3 新たな「荒川区学校教育ビジョン」の6本の施策の柱

以上の3つの視点による方向性を踏まえて、施策の柱として以下の6本を掲げることとする。また、新たな「荒川区学校教育ビジョン」においては、柱の中に重点項目を定めることとし、特に重点的に取り組んでいく内容を示す。

1 夢につながる主体的な学びを推進する

- (1) 主体的に取り組み、論理的に考え、学ぶ力の向上を図る
- (2) 学校図書館を活用し、興味や関心を広げ探究する力を育む（重点）
- (3) I C T機器を活用し、21世紀型能力を身に付ける（重点）
- (4) 英語教育を充実し、国際コミュニケーション能力を育成する（重点）【新設】
- (5) 放課後等の補充教室を充実し、学習習慣を身に付ける【新設】
- (6) すべての子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行う

1は、学力向上に関する柱である。

学校図書館、I C T教育、英語教育をそれぞれ独立させた項目とし、さらに重点とした。また、子どもたちの学力の定着を意識した学習習慣を身に付ける取組を充実させるための項目を新設した。

学力向上は、引き続き柱の筆頭に掲げる中心の項目である。

2 こころとからだの健全な育成を図る

- (1) 互いに認め合う教育を推進する（重点）
- (2) 道徳教育を推進し、自らの生き方や人間としての生き方についての考えを深める（重点）【新設】
- (3) いじめをゆるさない子どもを育てる（重点）【新設】
- (4) すべての子どもが楽しく学べる学校をつくる
- (5) スポーツをとおして健康な身体をつくり、体力を高める
- (6) 基本的な生活習慣を形成する（重点）

2は、健全育成に関する柱である。

「荒川区学校教育ビジョン」では第3の柱に位置付けていたものである。子ども一人ひとりの個の部分の育成に関わることであるため、子どもの生活の根幹を成す部分の育成であるにとらえ、新たな「荒川区学校教育ビジョン」では第2の柱とする。

道徳教育といじめの問題についての項目を新設し、互いに認め合う教育とともに重点とした。人が健やかに育つには心と身体の両方を育てていくことが重要であり、基本的な生活習慣の形成も重点とし、心身が健やかな状態であることが幸福な人生を送るための基盤であることを示した。

3 体験的な学習活動をとおして、よりよい未来社会を築く

- (1) 将来への目的意識を学ぶキャリア教育を推進する（重点）
- (2) 自然体験をとおして自然や地球を愛し、環境を大切にする心を育てる（重点）
- (3) 日本の伝統・文化を理解し、地域を大切にする心を育てる
- (4) 世界の国々や人々の多様性について学び、国際理解教育を推進する【新設】

3は、体験的な学習活動を主軸とした柱である。

「荒川区学校教育ビジョン」では第1と第2の柱に位置付けていた項目であるが、多様な価値観をもつ他者との関わりというところから社会生活の基盤となる力の育成という観点で、新たな「荒川区学校教育ビジョン」では第3の柱とする。

社会体験や自治的活動をとおして、夢や志をもち、自らの生き方を育んでいくキャリア教育、自然体験をとおして自然や地球を愛し、環境を大切にする心を育てるような環境教育を重点とする。あわせて、子どもたちには、地域の伝統や文化、世界の人々との体験的な学習活動をとおして多様な人々や価値観と直接ふれあう活動を重視する国際理解教育の推進について、項目を新設し、心身の両面を成長させていくことを示した。

4 教師が育つ学校をつくる

- (1) 校長の裁量を活かし、特色ある学校経営を推進する（重点）
- (2) 教師が相互に学び合う、活力のある学校をつくる【新設】
- (3) 研修を充実し、教師の向上心を高める（重点）
- (4) 教師が子どもと向き合う時間を確保する【新設】

4は、教師の育成に関する柱である。

校長の裁量を生かした特色ある学校経営の推進と研修の充実を重点とする。あわせて、教師が相互に学び合うような活力のある学校づくりと、教師が子どもと向き合う時間の確保をそれぞれ項目として新設し、魅力ある教師を育成していくことを示した。

5 学校・家庭・地域が強いスクラムを組んで子どもたちを育てる

- (1) 学校から家庭・地域に積極的に情報発信をする
- (2) 家庭の教育力を高める（重点）
- (3) 地域と連携し、社会に貢献する心を培う（重点）
- (4) 学校・家庭・地域が連携し、公共心や規範意識を培う
- (5) 幼・保・小・中のつながりを意識した連携を進める

5は、子どもたちを取り巻く環境の整備に関する柱である。

学校・家庭・地域に加え、PTA組織や区内の他の部局との連携も視野に入れている。

特に家庭の教育力と社会に貢献する心の育成の2点を重点とし、子どもたちを取り巻くすべての大人たちが協力し合って、子どもたちの社会性や公共心などを育成していくことを示した。

6 良好な教育環境と体制を整える

- (1) すべての子どもが安心できる環境を整備する（重点）
- (2) 安全教育を推進するとともに、子どもの安全を確保する
- (3) 企業や大学と連携して多様な人材活用を図る
- (4) 学校施設の大規模改修等を計画的に進める（重点）
- (5) 良好な教育環境を整備する

6は、子どもたちの教育環境を整えることに関する柱である。

児童相談所等の関係諸機関との連携を進めていくこと及び学校施設の改修等を計画的に進めていくことを重点とし、子どもたちが安心・安全に学べる環境づくりを引き続き進めていくことを示した。

なお、「学校教育ビジョン」では第6の柱の中心の項目であった、ICT機器の活用による情報教育と学校図書館の活用については、引き続き、環境を整えていくものの、新たな「学校教育ビジョン」では、より教育内容の充実を進めるよう、第1の柱に位置付けた。

第4章

新たな「荒川区学校教育ビジョン」の実現に向けた6本の施策の柱

1 夢につながる主体的な学びを推進する

子どもたちが将来自分の夢をかなえることができるよう、学力の向上を目指し、基礎学力及び思考力・判断力・表現力等を伸ばします

(1) 主体的に取り組み、論理的に考え、学ぶ力の向上を図る

子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、「どのように学ぶか」といった学ぶ力、即ち、学びの質を大切にするのが重要である。

区においては、これまで確かな学力の定着・向上に特に力を入れ、論理的に思考する力を基盤とした国語力の向上や指導方法の工夫改善に努めてきた。

全国学力・学習状況調査等の結果から、これらの課題についても、着実に成果が出ているところである。

こうした成果を踏まえつつ、学ぶ力の向上を図るために、今後は学校教育法第30条に示されている、いわゆる「学力の3要素」を踏まえ、子ども自身が学習活動をとおして、主体的に学ぶことの大切さと自分の人生や社会の在り方とを結び付けて考えたり、多様な人との対話で考えを広げたりしながら、各教科等で身に付けた資質・能力を様々な課題の解決に生かせるような学びを推進していく。

学力の3要素

- 基礎的な知識及び技能
- 基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力
- 主体的に学習に取り組む態度

(2) 学校図書館を活用し、興味や関心を広げ探究する力を育む（重点）

子どもたちが将来、自らが直面する様々な変化や課題を柔軟に受け止め、主体的に学び続けていくためには、自らが興味や関心を抱いたことに対して、自分で課題を立て、知りたいことや調べたいことを探究していく意欲をもつことが大切である。

区においては、平成18年度に全校で文部科学省による学校図書館図書標準を達成し、学校図書館整備に関する教育施策を強力に推進してきた。平成19年度には全校に「学校図書館指導員（現：学校司書）」を週あたり2日間配置し、平成21年度には週5日間配

置し、常駐させた。

また、読書活動と授業における学校図書館の活用について支援を充実させるために、学校図書館支援室を設置し、平成21年度に主任学校図書館指導員（現：学校図書館スーパーバイザー）を1名、平成22年度に学校図書館支援室長を配置した。平成24年度から学校司書の負担軽減のため、大規模校7校に学校図書館補助員の配置を開始した。

そして、平成25年度に、学校図書館の活用について方向性を明らかにするため、「荒川区学校図書館活用指針」を策定した。

平成26年度からは授業における学校図書館の活用について、「荒川区学校図書館学習・情報センター化推進校」「尾久地区読書活動活性化モデル校」事業を実施し、授業の充実に努めてきた。

こうした状況を踏まえ、今後は、校長を学校図書館長として位置付け、これまで「読書センター」「学習センター」「情報センター」として整備してきた学校図書館を、すべての教科等の学習活動においてさらに活用していく。また、引き続き、読書活動の推進を図り、読書をとおして得られる感動等を子どもたちに味わわせながら豊かな感性を育てていく。

さらに、学校図書館と「ゆいの森あらかわ」等の区内の公立図書館との連携を一層充実させ、子どもたちが、複数の情報を使って自ら調べたことを自分で試行錯誤してみたり、自分なりの結論を論理的に導き出したりすることのできる力を身に付けられるような学習活動を推進していく。

（３）ＩＣＴ機器を活用し、２１世紀型能力※を身に付ける（重点）

将来の、予測が困難な社会を子どもたちがたくましく生き抜いていくためには、「何を理解しているか」「何を学んだか」だけではなく、「どのように学ぶか」、「学んだことをどのように使うか」が求められていく。

区においては平成22年度より全校を対象に電子黒板を導入した。さらに、平成26年度に「荒川区タブレットＰＣ活用指針」を策定するとともに、他の自治体に先駆けて、タブレットＰＣを全校に導入し、一人1台の活用を推進してきた。

こうした成果を踏まえ、今後は、授業におけるタブレットＰＣや電子黒板、デジタル教科書等ＩＣＴ機器の活用をこれまで以上に推進していく。その上で子どもの論理的・批判的思考力、問題解決能力、発見力、創造力、実践力等を育成していくような学習活動をさらに推進するために、「荒川区タブレットＰＣ活用指針」を改訂し、新たな学びを展開していく。また、単なるスキルにとどまらず、これからのグローバル社会をたくましく生き抜くために、主体的・対話的で深い学びによる思考力や問題解決能力、コミュニケーション能力、情報スキルや情報モラルなどを、21世紀を生き抜くために必要な力として身に

【21世紀型能力】国立教育政策研究所による定義では、「生きる力」としての知・徳・体を構成する資質・能力から、教科・領域横断的に学習することが求められる能力を資質・能力として抽出し、これまで日本の学校教育が培ってきた資質・能力を踏まえつつ、それらを「基礎」「思考」「実践」の観点で再構成した日本型資質・能力の枠組みである。荒川区においては、この定義を生かしながらも、「主体的・対話的で深い学びによる思考力や問題解決能力、コミュニケーション能力、情報スキルや情報モラルなど」の能力が21世紀を生き抜くために必要な力と考え、21世紀型能力という表現を用いた。

付けられるような教育を推進していく。

（４）英語教育を充実し、国際コミュニケーション能力を育成する（重点）

〔新設〕

グローバル化が急速に進むこれからの社会を、子どもたちがたくましく生き抜くためには、論理的に考え、世界の人々と英語等の日本語以外の言語を駆使してコミュニケーションを図ることのできる力を身に付けることが大切である。

区においては、小学校からの英語教育が大切であるとの考え方の下、平成１５年度に「荒川区小学校英語科指導指針」を策定し、小学１年からの英語教育を推進してきた。さらに平成２０年度から国の「教育課程特例校※」の指定を受け、英語教育の充実を図ってきた。

平成２１年度からは中学校へのNEA※派遣を週５日実施し、「いつでもどこでも英会話ができる環境」を整備し、中学生が日常的にNEAとふれ合うことをとおして、英語に対する興味・関心及び話す力、聞く力を高めてきた。

また、平成２０年度より小・中学生から希望者を募り、平成２５年度からは小学６年生の希望者を対象に英語科授業で学んだコミュニケーションのしかたを実際に活用することによって、英語の興味・関心を高めるとともに生活に密着した英語力を培うことを目的とし、「清里高原少年自然の家（山梨県北杜市）」において、４泊５日の「ワールドスクール※」を開始した。

平成２８年度から中学生を対象に、英会話レッスン等をとおして年齢の近い大学生や大学院生、留学生から学ぶことにより、将来に向けた自分の在り方について意欲をもたせるなどを目的とし、公立大学法人国際教養大学（秋田県秋田市）の「イングリッシュ・ビレッジ」を活用した３泊４日の「ワールドスクール」を実施した。

これらの取組の成果を踏まえ、英語による国際コミュニケーション能力を身に付けるよう、さらに英語教育の充実を図っていく。そのために、引き続き、日常の授業で英語を使う機会を多く設けるとともに、外国人の子どもたちと、英語による直接の交流を推進していくことが重要である。その上で一人ひとりが進んで外国の文化に興味・関心を抱き、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成を通じて、生涯にわたる様々な場面において、その能力を発揮しながら活躍する子どもを育成する教育を推進していく。

【教育課程特例校】学校教育法施行規則第５５条の２等に基づき、学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することができる学校のこと。

【NEA】５ページ参照

【ワールドスクール】（小学校）平成１６年度に開始した。区内公立小学生を対象として、清里高原（山梨県北杜市）において外国人英語指導員とともに４泊５日の共同生活を行う国内留学であり、荒川区が推進している小学校英語教育の実践の場として重要な取組である。

（中学校）平成２８年度に開始した。区内公立中学生を対象として、公立大学法人国際教養大学において「イングリッシュ・ビレッジ」プログラムに参加し、小・中学校で学んだ英語を活用したコミュニケーションやプレゼンテーションの活動を通して、英語を話すことに自信をもたせ、英語に対する興味・関心を高める取組である。

（５）放課後等の補充教室を充実し、学習習慣を身に付ける〔新設〕

授業等で学んだことをしっかりと定着させ、それを生活の場面で様々に活用していくには、学んだことを実際に使ってみたり、基礎的・基本的な事項について繰り返し復習したりしていくことが大切である。

区においては、これまで始業前や放課後等、学校の実態に応じて「あらかわ寺子屋[※]」事業として補充教室等を実施してきた。教師とともに保護者や大学生等がティーチングアシスタントとして、子どもたちに直接勉強を教えることで、授業で学習したことを定着させるための復習の時間として効果的に活用が図られてきた。

今後は平日の「あらかわ寺子屋」の充実を図るとともに、休日や長期休業期間においても学習機会を設けることについて検討していき、家庭や地域と連携しながら子ども一人ひとりが学習習慣を身に付けていくための機会としていく。

（６）すべての子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行う

すべての子どもの学びを支え、障がいの有無に関わらず、子どもたちが、社会的自立や社会参加に向けて主体的に学ぼうとする意欲を育成していくことは大変重要である。

区においては、これまで、知的障がい特別支援学級、情緒障がい等通級指導学級、難聴・言語障がい通級指導学級を開設し、すべての子どもが、自らのもてる力を高め、個性を伸ばすための教育を推進してきた。また、通常の学級においては、特別支援教育支援員を学校の希望に応じて配置し、子どもたちの学びを支えてきた。また、日本語が母語でない子どもを対象に、初期日本語指導や通室による補充学習指導などの日本語指導を充実させてきた。

こうした成果を踏まえ、引き続き、すべての子どもや保護者一人ひとりの教育的ニーズを把握し、子どもたちの能力や個性を伸ばす教育をとおして生活や学習上の困難に向き合い、克服するための適切な支援を推進していく。

2 こころとからだの健全な育成を図る

子どもたちが生涯にわたって幸福な生活を送ることを目指し、こころとからだの健全な育成を図ります

(1) 互いに認め合う教育を推進する（重点）

生命を尊重し、思いやりの心や美しいものに感動する心をもつことは、子どもたちが、豊かな人間関係を築き、幸福な人生を送る上で大切なことである。

区においては、「人権教育プログラム（学校教育編）」（東京都教育委員会発行）を活用し、すべての学校で人権教育を推進してきた。さらに、東京都の「人権尊重教育推進校」を40年以上にわたって指定を受け続けるなど、「子ども」や「高齢者」「障がい者」等の人権課題について深く学び、区内のすべての学校に発信してきた。

これからも子どもたちが互いに認め合い、尊重し合いながら共に学んでいく環境を整えることは大変重要である。そのためには、子ども自身が、自らがかけがえのない存在であること、他者もまたかけがえのない存在であることを認め合うような、互いの人格を尊重し合う子どもを育成するよう人権教育を推進する。

(2) 道徳教育を推進し、自らの生き方や人間としての生き方についての考えを深める（重点）〔新設〕

子どもたちは、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念をもち、互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識等を培うこととともに、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて時には悩み、葛藤しつつ、考えを深めていくことが大切である。

区においては、道徳教育の充実を推進し、道徳授業地区公開講座等をとおして、地域や家庭に開かれた道徳教育を推進してきた。また、「荒川区道徳教育郷土教材集」を作成し活用を図るとともに、「特別の教科 道徳」の内容を先行実施している。これらの取組をとおして、子どもたちの道徳性を高めてきた。

こうした成果を踏まえ、一人ひとりが高い倫理観や志をもち、人としての生き方や社会の在り方について、時に対立があっても多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力の育成に向けて、より一層の道徳教育を推進していく。

(3) いじめをゆるさない子どもを育てる（重点）〔新設〕

いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子どもにも起こり得るものとの基本的な認識に立ち、すべての教職員がアンテナを高く張るとともに、子ども一人ひとりが思いやりの心やいじめをゆるさない心をもち、いじめをしない、させない、見逃さない、ゆるさない

態度や実行する力を育成していくことはとても重要である。

区においては、いじめ防止対策推進法に基づき、平成27年3月に「いじめ防止基本方針」を策定し、「区としていじめを絶対に許さない」「未然防止を徹底する」「いじめられている児童生徒を一人にせず、みんなで守り抜く」「いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方に心の傷を残さない」「いじめた児童生徒にも手を差し伸べ、触法少年を出さない」を掲げて、いじめ防止に取り組んでいる。その基本方針を受け、各学校においても「いじめ防止基本方針」を定め、子どもたちの実態に応じて、いじめの未然防止に向けて定期的に校内委員会を開催するなど、組織的な取組を実施している。

この体制を生かして、いじめの未然防止・早期発見・早期解決及び「いじめゼロ」に向けて、学校、家庭、地域が連携していじめ未然防止対策の強化を図るよう「荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」を制定し、いじめの問題に対する子どもや教師の意識をさらに高め、学校・家庭・地域の一層の連携を図り、いじめに関する各学校の取組を推進していく。

（４）すべての子どもが楽しく学べる学校をつくる

子どもや保護者の中には、友人等との人間関係や進路のことなどで悩みを抱えていることがある。また、不登校の子どもや保護者の中には、誰にも相談できずに苦しんでいることもある。こうした、様々な不安や悩みを抱えている子どもや保護者のこころの痛みに対してあたたかい手を差し伸べ、きめ細かい支援を充実させ、進めていく必要がある。

区においては、これまでにすべての区立幼稚園・こども園及び小学校・中学校にスクールカウンセラー等を配置し、教育相談の充実による子ども一人ひとりの心理面の支援体制を整えてきた。

今後は、スクールカウンセラー等を校内で十分に活用していく。スクールカウンセラー等が子どもや保護者の悩みに寄り添うことで、信頼される存在となり、学校を支えられるようにしていくとともに、組織的に相談活動を実施するよう、校内の教育相談体制をさらに充実していく。

（５）スポーツをとおして健康な身体をつくり、体力を高める

普段の体育・保健体育科における学習を充実させることにより、自ら身体を動かす喜びや運動する楽しさを味わったりすることができるとともに、体力を高めることができる。そのことにより、生涯にわたって健康でスポーツに親しむ生活の素養を育むことになる。

区においては、これまで、区内全区立幼稚園・こども園及び全小・中学校の運動会開催に加えて、小学校地区連合運動会及び中学校連合体育大会を継続して実施しており、子どもたちが運動をとおして競争（走）する中で、共に楽しみ合う教育の機会を設けてきた。

今後は、子どもたちの体力のさらなる向上を目指し、教師に対して研修を実施し、「体づくり運動」を中心とした体育・保健体育科の授業を充実させるとともに、部活動の質を向上させるために外部指導員を継続して配置し、教育活動全体を通じて、健康・体力づくりを推進していく。

（６）基本的な生活習慣を形成する（重点）

子どもたちが生涯にわたって健康であることの価値を自覚し、心身ともに健康で安全な生活を送ることは、人生を幸福にするための基盤となるものである。そのためには、子ども自身が自らの健康状態や社会にも目を向け、食や運動の大切さ、煙草や薬物、化学薬品等の身体に及ぼす危険性などを十分に理解することが必要である。

区においては、これまで基本的な生活習慣の確立を促すような教育活動を中心に、「おはよう」「さようなら」などのあいさつを励行してきた。また、全校に栄養士を配置し、給食指導を中心とした食育を充実させてきた。体育・保健体育科の授業では、健康についての正しい知識を身に付け、子どもが自らの健康について考えることができるような基礎的な力を培っている。

今後も、子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を確立し、元気にあいさつをすることや自らのストレスに適切に対処していく方法などを学び、子どもが生き生きと活動できるような環境を整え、一人ひとりが健康の大切さを実感するような教育を推進していく。

3 体験的な学習活動をととして、よりよい未来社会を築く

体験的な学習活動をととして子どもの創造性を育み、よりよい社会の担い手となるように育成します

(1) 将来への目的意識を学ぶキャリア教育^{*}を推進する（重点）

子ども一人ひとりが夢や志をもち、その夢をかなえるために、教師が子どもの可能性を引き出すことや、子どもが豊かな人生を実現し、社会の活力を創造していくために必要な資質や能力を育むことはとても大切なことである。さらには、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、自分自身を大切にし、人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きていくべきかという考えを深め、豊かな心をもって自らの生き方を育んでいけるような子どもを育成することは重要なことである。

区においては、中学生の勤労留学^{*}や小学生の地域社会体験教室^{*}の実施等、体験活動を中心にした学習をととして、社会的自立を目指す心の成長を促すような教育活動の機会を設けてきた。

今後も体験活動を中心としながら、小学校、中学校間の系統的なキャリア教育の充実を図り、地域と一体となって子どもたちの人間関係形成能力やキャリアプランニング能力などの基礎的・汎用的能力^{*}を育成していく。

(2) 自然体験をととして自然や地球を愛し、環境を大切にする心を育てる (重点)

子ども一人ひとりが自然を愛し、地球規模での環境を大切にする心をもって行動できるようになることは大変重要である。特に、自然環境の大切さや資源に限りがあることなどを理解し、持続可能な社会づくりを実現していくことは、地球規模の課題でもある。

区においては、これまで科学教育の充実を図りながら、観察や実験をととして科学的なものの見方や考え方を身に付けるよう取り組んできた。その上で、自然体験活動を中心に、小学5年生及び中学1年生対象の「清里高原少年自然の家（山梨県北杜市）」移動教室、小学6年生及び中学2年生対象の「下田臨海学園（静岡県下田市）」移動教室や新潟県三条市及び魚沼市、山形県鮭川村、北海道広尾町、奥多摩町等の都市との、ブナの植林、鮭

【キャリア教育】9ページ参照

【勤労留学】9ページ参照

【地域社会体験教室】区内全小学校及び実施を希望する中学校を対象としており、企業、商店等における職業体験や福祉施設等におけるボランティア体験を実施している。

【基礎的・汎用的能力】分野や職種にかかわらず、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力。「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つで構成するとされる。

の卵の孵化、農業体験、キャンプ等の自然体験交流を継続して実施し、子どもたちに自然を大切にする心や、地球温暖化などの環境の問題を理解するような教育の機会を設けてきた。こうした自然体験活動をとおして、子どもたちには「だれとでも仲良くなれる」などの協調性、「自分で問題点や課題を見付けることができる」などの判断力、「自分勝手なわがままを言わない」などの自己規制力の高まりがみられている。

今後も引き続き、理科の授業における実験・観察や、自然・環境と直接的に関わる体験活動をとおして、科学的な考え方や地球を愛する心を育成するとともに、次代のあらかわの担い手として、一人ひとりが地域の将来等を自らの課題としてとらえ、未来社会の課題解決に向けて自分たちができることを考え、多様な人々と協働し、創造的に実践できるような教育を推進していく。

（３）日本の伝統・文化を理解し、地域を大切にする心を育てる

荒川区の歴史を学び、深く理解するとともに、日本の伝統や文化への愛着や誇りをもち地域に貢献する子どもを育成していくことは、地域の中にある学校としての使命である。

区においては、俳句作成や箏などの和楽器体験、茶道体験など、様々な伝統・文化理解教育を推進し、地域の方々との交流を深め、地域の伝統・文化を実際に体験する学習活動をとおして、地域を大切にする心を育成する教育活動の機会を設けてきた。

今後は、これまで以上に地域のすぐれた技術・技能をもつ人材を学校に招き、区の歴史や伝統・文化について子どもたちに伝えていただくとともに、子どもたちが地域に出て、地域における体験学習を重視し、伝統・文化を継承する方々の心に触れながら、日本の伝統・文化への理解を深め、地域を大切にする心や郷土愛を育む教育を推進する。

（４）世界の国々や人々の多様性について学び、国際理解教育を推進する

〔新設〕

子どもたちが、多様な価値観や文化をもった人々との対話をとおして、広い視野をもち互いの人権を尊重し合う人間関係を築いていくことは、グローバル化の進展する今日だからこそ、とても大切なことである。そのような人間関係を築くことのできる力は、大人になったときに、多様な価値観を認め合い、よりよい社会を築いていくための基盤となるものである。

区においては国際理解教育を推進し、青年海外協力隊の経験者や留学生等との直接の交流をとおして、子どもたちが世界の様子を知ったり、多様な人々の考え方や文化にふれたりするようにした。さらに、日本以外の国について調べる学習活動をとおして、自国の伝統や文化とともに、世界の人々が大切にしている、それぞれの国の伝統や文化を尊重する心を育成する教育活動の機会を設けてきた。

今後も、世界の国々への興味・関心を広げるとともに、一人ひとりが世界の人々や地域の人々とふれあう体験活動を推進していく。こうした体験活動をとおして国内外の多様な伝統・文化等のよいところを理解するとともに、世界の多様な伝統や文化を尊重する子どもを育成していく。

4 教師が育つ学校をつくる

教師の使命感や指導力を伸ばし、子どもたちの学校生活の充実と人格形成に寄与します

(1) 校長の裁量を活かし、特色ある学校経営※を推進する（重点）

校長は、未来に活躍する子どもたちの力を高め、区民や保護者の願いに応え、学校教育目標を達成させるために、教育者としての高い見識を有するとともに、すぐれた学校経営力やマネジメント力が求められる。

区においては、校長の学校経営を支援するための予算措置などを講じ、学校の活力の向上や活性化に向けて支援してきた。

このような成果を踏まえ、校長が十分にリーダーシップを発揮し、創意・工夫ある教育課程を編成して特色ある学校をつくとともに、組織を生かすすぐれた学校経営者としての資質を高める。

(2) 教師が相互に学び合う、活力のある学校をつくる〔新設〕

校長の魅力ある学校経営によって、特色ある教育活動が実践されている学校では、教師一人ひとりが自らの使命を自覚し、学校組織の一員として主体的に貢献する、すぐれた人材が輩出される。

区においては、荒川区教育研究会※をはじめ、教育委員会による教育研究指定校の指定や校内研究会の活性化など、教師が相互に学び合うしくみをつくりあげるとともに、内容の充実に努めてきた。そのような状況の下、区内の各教師は、荒川区教育研究会や自校における校内研究のテーマにそって授業研究の手法を中心に、主体的に学んでいる。特に経験年数の少ない教師は、模範となるような授業を参観したり、他の教師や研修講師から自分の授業の参観をとおした指導や助言を受けたりしながら授業力を向上させてきた。

このような成果を十分に活かし、若手教師をはじめとしたすべての区内の教師が、教職を一生の仕事として自信をつけられるようにしていくとともに、ミドルリーダーの職務をとおして次のリーダーとなる人材を育成していくことが重要である。校長や副校長はそのことを十分に意識し、校内において様々な経験や実績をもつ教師同士が相互に学び合う雰囲気醸成し、魅力ある教師を育てていく。

【学校経営】校長が学校のミッションとビジョンを含めた学校経営方針を定め、「目指す学校」を具現化するために自校の教職員（人材）、予算、設備、情報、その他の経営資源を活用し、最も有効な手段により学校運営を行い、子どもや保護者、区民の期待に応え、学校教育の質の維持向上を目指すこと。

【荒川区教育研究会】荒川区の区立幼稚園、小学校、中学校の教師で構成している研究会。各教科等で部会に分かれており、二月に1回程度研究会を開催し、授業改善のための研究を行っている。

（３）研修を充実し、教師の向上心を高める（重点）

教師が公教育における自らの使命を自覚し、人間性を高め、すぐれた指導を行うことによって、子ども一人ひとりに教師の心が伝わり、子ども自身が未来に向かってよりよく生きようとする心情をもつことができる。

区においては、１年次や４年次といった経験年数ごとの教師を対象とした研修や、校長や副校長などの職層ごとの研修、人権教育や特別支援教育などの教育課題ごとの研修等、様々な研修会を実施している。

今後も、研修の充実を図り、最新の教育動向にも目を向けながら、各教師の指導力を高めるよう研修を企画・実施する。これらの研修をとおして、あらかわの子どもたちのために指導力を向上させたいという使命感をもって自ら学び、授業力及び指導力やチャレンジ精神を高める、自己研さんを積む教師を育成していく。

（４）教師が子どもと向き合う時間を確保する〔新設〕

教師が子ども一人ひとりについて十分に理解し、信頼関係を築き、子ども一人ひとりに応じた課題を解決し、寄り添った教育を進めていくためには、子どもと向き合う時間を確保していくことがとても重要である。

区においては、これまで、ＩＣＴ機器の活用などにより教師の負担を軽減したり、非常勤職員の活用等を試みたりすることで、教師が子どもと向き合う時間を確保することに努めてきた。

今後は、事務作業の効率化など、さらに、教師の負担軽減を進めていく必要がある。あわせて、学校司書、スクールカウンセラー、部活動の外部指導員などの非常勤職員を含めた教職員が十分に連携をし、学校全体で子どもたちを育てていく。

5 学校・家庭・地域が強いスクラムを組んで子どもたちを育てる

家庭や地域の方々と連携し、子どもたちが様々な場で成長し、育っていくように協力し合います

(1) 学校から家庭・地域に積極的に情報発信をする

開かれた学校づくりを推進し、子どもや保護者に対する説明責任を果たすことをとおして、学校の教育活動の透明性と信頼性の向上に努めていく必要がある。そのためには、積極的に情報発信を行い、学校の教育活動の内容や様子、子どもたちの学校での姿を知ってもらうことが大切である。

区においては、平成20年に学校評価検討委員会を設け、学校評価の項目を統一することで学校評価を分かりやすいものにし、学校の教育活動等の透明性を継続的に高めてきた。また、学校公開日に地域の方を招いたり、ホームページや学校通信を活用して情報発信を行ったりしてきた。

今後は、さらに開かれた学校づくりを推進するため、地域の方に来校していただく機会を多く設けるとともに、家庭・地域からの学校に対する評価を受け、改善のための方策を明らかにしながら、家庭・地域から信頼される学校運営を進めていく。

(2) 家庭の教育力を高める（重点）

子どもに対する家庭の教育力の向上は、子どもが生涯にわたって幸福に生きる力を身に付ける基盤となる。子どもの教育にとって家庭は第一義的なものであり、生活習慣や学習習慣の形成やしつけなど、家庭の教育力は重要である。しかしながら、近年、家庭の教育力が低下していることが社会問題にもなっている。

区においては、これまで全家庭に「実践 家庭学習」を配布し、家庭での生活習慣や学習習慣の改善のための資料として、活用を呼びかけてきた。また、保護者会や、PTAの集まる機会等を活用し、家庭の教育力の向上について啓発すると同時に、PTAと連携して家庭教育学級等の取組を行ってきた。さらには、子育てについての不安等を軽減するため、家庭教育講座や地域子育て講座等を実施してきた。

これらの成果を踏まえ、今後も家庭の教育力向上について、引き続き、家庭教育講座等を実施して保護者への啓発を図るとともに、学校公開や保護者会、面談日等を活用して、保護者と子どもの学校生活の姿を共有するような機会を大切にしていく。子どもたちが、よりよく成長していくよう、各家庭の教育力の向上に向けて、学校や区、さらには地域とも連携して支援していく。

（３）地域と連携し、社会に貢献する心を培う（重点）

次代の荒川区を担う子どもたちに地域社会に貢献する心を育成することは、子どもたちが社会の構成員としてよりよい社会を築いていくために大変重要なことである。

荒川区は、面積の約６割が木造住宅密集地域であることに加え、地域防災の中心的な担い手である防災区民組織メンバーの高齢化、平日の日中に震災が発生した場合の、若い人たちの地域不在が課題である。このことを踏まえ、中学校防災部が中心となり「助けられる人から助ける人へ」の意識をもち、中学生の役割を明確にしつつ、中学校と地域が協力して自主防災活動を進めていくことが強く求められている。

そこで、平成２７年に防災ジュニアリーダーの育成を目指し、全中学校に防災部を創設し、地域の防災活動の中核となる子どもたちの公共心や規範意識を培ってきた。さらには各種関係機関や地域と連携して感謝の気持ちをもって郷土と地域を愛し、人を思いやる、あたたかくやさしい「あらかわの心」を育んできた。

今後は、中学校防災部を中心に地域との連携をさらに活性化するとともに、一人ひとりが自分に自信をもって進んで社会に貢献しようとする意欲を高めていく。また、地域におけるボランティア活動をさらに推奨し、大人になっても地域の中で継続的に活動する人材を育成していく。さらに、中学生が地域の中で活躍する姿を見た小学生が、自分たちが中学生になったときの姿として学び、社会に貢献しようとする心を育んでいく。

（４）学校・家庭・地域が連携し、公共心や規範意識を培う

子どもたちが集団で活動や遊びを行ったり、学んだりすることをおして公共心や規範意識を培うことは、将来の社会生活の基盤につながる。そのためには、学校・家庭・地域が連携して、共に子どもを育てていく環境を整えていくことが大切である。

区においては、ＰＴＡや地域の方々と協力して、休日の子どもの居場所や活動の場所を設けてきた。また、平日の放課後には学童クラブや「にこにこすくーる※」、ふれあい館等と連携を進めてきた。

今後も、学校・家庭・地域と区が連携して子どもたちの居場所づくりに努め、共に子どもを見守り、育てていくような環境を充実させていくとともに、子どもたちに公共の場で規範意識をもって行動できる力を身に付けることができるようにしていく。

（５）幼・保・小・中のつながりを意識した連携を進める

子どもたちが、入学した当初から学校生活が充実していると感じ、友だちと仲良くし、豊かな人間関係を築いていくことや、学校の勉強が楽しいと感じ、主体的に学んでいく態度や学びに向かう力を育むことはとても重要である。しかしながら、「小一プロブレム※」

【にこにこすくーる】放課後子ども教室。放課後の子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちとともに、遊びや勉強、スポーツ・文化活動などの交流を図る。区内小学校全校で実施しており、対象児童は小学校に通学する１年生から６年生である。

【小一プロブレム】６０ページ参照

や「中一ギャップ※」など、入学した学校に馴染めないまま過ごしている子どもがいることは、社会の問題となっている。

区においては、こうした状況を防ぐため、保育園や幼稚園・こども園の園児（５歳児）が小学校の授業や行事に参加したり、小学生が中学校の授業や部活動を体験したりしている。さらには、幼稚園の教師が小学校の授業を、小学校の教師が中学校の授業を参観して教え子たちの姿を確認したり、懇談したりしている。また、小中一貫教育の研究に努めてきた学校もある。

こういった成果を十分に踏まえ、今後はより一層、豊かに学校生活を過ごせるよう、幼児教育のさらなる充実に努めるとともに、幼稚園・こども園、保育園、小学校、及び中学校のつながりを意識した連携を進めていく。その上で、子どもたちの学びに向かう力の育成や学びの連続性への配慮など、「荒川区就学前教育プログラム※」の活用や小中交流会の実施などの連携を推進する。

【小一プロブレム】小学校入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、教師の話を聞かない、指示どおりに行動しない、教師の制止を聞かずに授業中に教室の中を立ち歩いたり、教室から出て行ったりするなど、授業規律を遵守しない状態が数か月にわたって継続してしまう状態。

【中一ギャップ】小学生から中学１年生になり、学習や生活の変化にともない、不安を抱えたり適応ができなくなったりする状態。しかし、問題行動が小・中接続期に急増するということについては、小学校段階でその予兆が見えていたり、顕在化していたりしたことについて対応できず、中学校入学時に表出してくることもある。そのため、中学校への進学時の様々な環境の変化が主原因とする見方については注意が必要である。（国立教育政策研究所 生活指導リーフ Leaf 1 5 「中一ギャップの真実」より）

【荒川区就学前教育プログラム】２９ページ参照

6 良好な教育環境と体制を整える

子どもの健やかな成長のため、学校の教育環境を整えるための支援をします

(1) すべての子どもが安心できる環境を整備する（重点）

子どもたちを取り巻く状況は、複雑多岐にわたっている。特に、貧困や児童虐待、犯罪に巻き込まれるケースなど、子ども一人の力ではどうにもならないことが起きることがある。子どもたちを守り、すべての子どもが安心して学べる環境を整えていくためには、学校・家庭・地域の連携に加えて、学校を支援する関係機関との連携や、各種専門機関を活用することが重要である。

区においては、これまでも児童相談所等の関係諸機関と連携を図りながら、支援を必要とする子どもや保護者を支援してきた。

今後も、引き続き関係諸機関との密接な連携を図り、特に、支援を必要とする子どもや家庭に対して、専門的見地からの適切な支援を切れめなく行えるよう、体制の整備を図る。

(2) 安全教育を推進するとともに、子どもの安全を確保する

学校は安全な場所であり、安心して学べる環境を整えることが重要である。また、学校の外においても、交通事故や不審者等の危険性について、十分に理解し、日常的に危険予知能力や危機回避能力を育成していくことは必要なことである。

区においては、「安全教育プログラム」（東京都教育委員会発行）を全教師に配布し、全校における安全教育の充実を図ってきた。

また、スクール安全ステーションで来校者対応を行う児童安全推進員等を全小学校に配置し、児童の安全対策を推進するとともに、通学路へ防犯カメラを設置し、子どもたちの見守りを強化してきた。あわせて、地域に潜む危険性について児童が主体的に考える機会とするため、安全安心マップ作成にタブレットPCを活用するなど、児童の危機回避能力を身に付けるための工夫も行ってきた。

今後も、安全教育を推進し、保護者と一体となって子どもの危険予知能力や危機回避能力を育成するとともに、子どもたちの校内外の安全確保に地域ぐるみで取り組み、子どもの安全確保を行っていく。

(3) 企業や大学と連携して多様な人材活用を図る

大学や企業、団体と連携することにより、すぐれた知識や技能を学校教育に取り入れることが可能となる。また、教職志望の学生が学ぶ場として、子どもとの交流をとおして、教職への意欲を高める場を提供することも次代の教師を育成する上で大切な視点である。

区においては、大学や企業、団体等と連携を図り、教育活動の場や教師の研修に講師を依頼したり、ティーチングアシスタントとして協力を得たりしてきた。

これらの成果を踏まえ、今後も教職を目指す学生や専門的な知識・技能をもつ社会人を積極的に活用し、子どもたちの教育に資する。

（４）学校施設の大規模改修等を計画的に進める（重点）

学校は、人的要素と物的要素から成り立っており、物的要素の中でも校舎等の学校施設は、大変重要な役割を担っている。学校施設は、安全及び機能の確保のため修繕等により維持・管理することが必要である。また、区内小・中学校の多くは昭和３０年代、４０年代に建設されたため老朽化が進んでおり、建替え（改築）について具体的な検討が必要となっている。

区においては、学校施設を適切に管理するため、これまで施設の修繕や設備の更新など大規模改修等を実施してきた。

今後も、学校施設については荒川区公共建築物中長期改修実施計画※等に基づいて大規模改修等を計画的に進めていくとともに、建替え（改築）等についての荒川区教育施設個別管理計画（仮称）※を策定し、教育環境の整備に努める。

（５）良好な教育環境を整備する

学校施設は、地域によって就学人口の動向が異なるなどの実情を踏まえ、設備の機能を適切に維持改善していくなど、良好な教育環境に向けて整備することが、子どもたちに質の高い教育活動を実施していくために大切なことである。

区においては、これまで、就学人口の増加に対応した普通教室の確保、校舎の新設や増設を行ってきた。また、学校図書館、ＩＣＴ機器、ＬＡＮなどの設備を充実させ、子どもたちの学習を支援するとともに、学校トイレの洋式化や教室の空調機設置を進めるなど、環境の整備を図ってきた。

今後も、就学人口の動向を踏まえて普通教室等を確保していくとともに、学習のための設備の充実を図るなど、良好な教育環境の整備を推進する。

【荒川区公共建築物中長期改修実施計画】平成２５年５月に策定された荒川区公共建築物中長期改修計画に定める基本方針の具体化を図るため平成２６年４月に策定された実施計画。策定後１０年間に必要となる老朽化に対応するための大規模改修工事について、計画期間中に実施する１２６施設（区が保有する公共施設）を対象としている。

【荒川区教育施設個別管理計画（仮称）】３４ページ参照

資 料

荒川区学校教育ビジョン改訂検討委員会設置要綱

平成28年10月11日制定

(28荒教指第2545号)

(教育長決定)

(設置)

第1条 荒川区学校教育ビジョン（以下「学校教育ビジョン」という。）の改訂にあたり、学校教育の充実に向けて今後の方向性や目標を検討するため、荒川区学校教育ビジョン改訂検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に定める事項を調査検討し、報告する。

- (1) 荒川区が目指す教育について
- (2) その他、必要な事項に関する事

(組織)

第3条 検討委員会は、以下に掲げる者のうちから教育長が委嘱する者及び別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3名以内
 - (2) 保護者の代表者 2名以内
 - (3) 学校・保育園の代表者 5名以内
- 2 委員は、教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から報告を行った日までとする。

(会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長ともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上の出席者がなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは会長が決するものとする。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 検討委員会の所掌事項に係る調査検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、検討委員会から付議された事項について調査検討し、その結果を検討委員会に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、教育委員会事務局指導室長の職にある者をもって充て、幹事会を代表し会務を総理する。
- 5 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局指導室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日より施行する。
- 2 平成18年5月29日制定荒川区学校教育ビジョン策定検討委員会設置要綱（18荒教指第96号）は廃止する。

別表1（第3条関係）

総務企画部長
地域文化スポーツ部長
子育て支援部長
教育部長

別表2（第7条関係）

幹事長	教育委員会事務局指導室長
幹 事	総務企画部企画担当課長
	地域文化スポーツ部文化交流推進課長
	地域文化スポーツ部生涯学習課長
	地域文化スポーツ部スポーツ振興課長
	地域文化スポーツ部図書館課長
	子育て支援部子育て支援課長
	子育て支援部保育課長
	教育委員会事務局教育総務課長
	教育委員会事務局教育施設課長
	教育委員会事務局学務課長

荒川区学校教育ビジョン
(平成29年度～平成38年度)

登録(28)0127号
平成29年3月31日発行

編集発行 荒川区教育委員会事務局指導室

東京都荒川区荒川二丁目2番3号
電話03(3802)3111内線3388

